



# 議 会 要 覧



令和7年4月改選（令和7年4月2日初議会）

令和7年4月  
飯島町議会



# 議 会 要 覧 目 次

1	飯島町議会構成	
(1)	議員名簿	1
(2)	議員数	2
(3)	構成	2
(4)	正副議長及び各委員会	3
(5)	議員定数及び議会構成の変遷	4
(6)	議長等の任期	5
(7)	政党所属の状況	5
(8)	年齢別議員数	5
(9)	在職期間別議員数	5
(10)	職業別議員数	5
2	議会運営等の状況等	
(1)	本会議	6
(2)	常任委員会	7
(3)	議会運営委員会	7
(4)	議会全員協議会	7
(5)	議会広報	7
(6)	議員定数報酬等検討小委員会	7
(7)	議員懇談会（各団体）	7
(8)	住民懇談会	7
(9)	行政視察研修	8
(10)	研修会	8
(11)	要請活動	8
(12)	住民協働事業への参加	8
(13)	まちびと政策プランナー会議	8
(14)	その他	8
3	意見書の議決状況	9
4	決議の議決状況	19
5	長野県町村議会議長会表彰被表彰者名簿	21
6	全国町村議会議長会表彰被表彰者名簿	22
7	歴代飯島町議会正副議長名簿	23
8	歴代飯島町議会議員名簿	24
9	議員報酬等	
(1)	報酬	36
(2)	期末手当支給率	37
(3)	議員報酬の改定経緯	37

－ 資料編 －

1 議会関係条例

○飯島町議会基本条例	39
○飯島町議会の議員の定数を定める条例	45
○飯島町議会定例会の回数を定める条例	45
○飯島町議会委員会条例	46
○飯島町議会の個人情報の保護に関する条例	55
○飯島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例	75
○飯島町議会ハラスメント防止条例	77
○飯島町議会事務局設置条例	80

2 意見書・決議書（令和6年4月1日～令和7年3月31日議決）

○「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準にもどすこと」を求める意見書	81
○子どもたちが均等に学べる環境を整備することを求める意見書	83
○子どものために教育環境を求める意見書	84
○女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めるとともに、速やかな国内法整備を求める旨の意見書	85
○訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書	87
○能登半島地震で被災した地域に迅速で強力な支援を行うよう国に求める意見書	88
○医療・介護労働者の賃上げ支援の拡充を求める意見書	89
○資格確認書の継続と住民の不安解消に向けた取り組みを求める意見書	90
○選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書	91
○持続可能な学校の実現をめざす意見書	92
○核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書	93
○野良猫等の避妊去勢手術に係る費用への助成を求める決議	94
○第24号議案 令和7年度飯島町一般会計予算に対する附帯決議	95

# 1 飯島町議会構成

## (1) 議員名簿

任期 令和7年4月1日～令和11年3月31日

(令和7年4月2日現在)

議席	氏名	自治会	党派	所属委員会	当選回数
1	池上 明	南仲町	無所属	総務産業委員会	1回
2	坂本 紀子	新田	無所属	社会文教委員会	6回
3	伊藤 秀明	本郷第六	公明党	総務産業委員会	2回
4	宮下 秀和	北村	日本共産党	総務産業委員会	1回
5	三浦 寿美子	親町	日本共産党	社会文教委員会	8回
6	荒川 みずき	北梅戸	無所属	社会文教委員会	1回
7	折山 誠	新田	無所属	社会文教委員会	4回
8	堀内 学	鳥居原	無所属	総務産業委員会	2回
9	星野 晃伸	中町	無所属	社会文教委員会	2回
10	浜田 稔	本郷第一	日本共産党	総務産業委員会	5回
11	吉川 順平	鳥居原	無所属	社会文教委員会	2回
12	宮脇 寛行	南割	無所属	総務産業委員会	2回

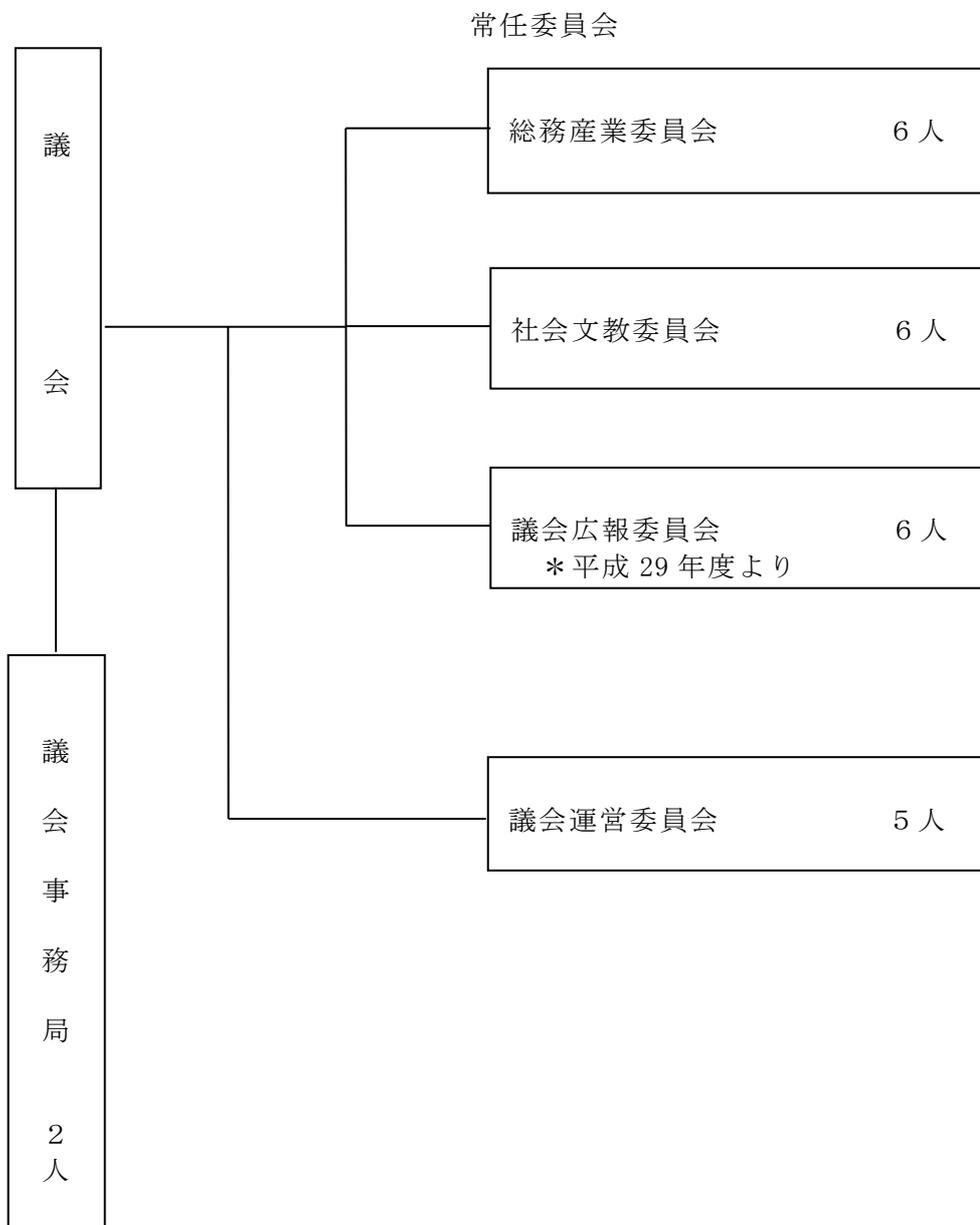
議会事務局 局長 那須野一郎 (令和6年4月1日～)

書記 松下 知冬 (令和5年4月1日～)

(2) 議員数 (令和7年4月1日現在)

区分	議員数
法定数	地方自治法の改正（平成23年法律第35号）により議員定数の上限値の撤廃
条例定数	12人

(3) 構成 (令和7年4月1日現在)



(4) 正副議長及び各委員会 (令和7年4月2日)

議長	宮脇寛行
副議長	吉川順平

① 常任委員会

(令和7年4月2日)

委員会 職名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会広報委員会
委員長	伊藤秀明	坂本紀子	浜田稔
副委員長	堀内学	星野晃伸	宮下秀和
委員	池上明 宮下秀和 浜田稔 宮脇寛行	三浦寿美子 荒川みずき 折山誠 吉川順平	池上明 三浦寿美子 荒川みずき 星野晃伸

(委員は議席順)

\*議会広報委員会は平成29年度から常任委員会

② 議会運営委員会

(令和7年4月2日)

委員長	堀内学
副委員長	坂本紀子
委員	伊藤秀明 宮下秀和 浜田稔

(委員は議席順)

(正副議長及び各委員会構成は、令和7年4月2日の初議会にて決定)

#### (5) 議員定数及び議会構成の変遷

- 昭和 31 年 9 月 30 日 ・旧飯島町、七久保村合併
- 31 年 10 月 4 日 ・町村合併後の初議会開会、議員数 37 人  
・ 4 常任委員会（総務・社会文教・経済・土木）をもって  
発足
- 32 年 4 月 1 日 ・合併後第 1 回選挙による議員任期開始  
・ 議員定数 24 人（法定数 26 人）
- 44 年 4 月 1 日 ・議員定数を 22 人とする（昭 42・飯島町条例第 28 号）
- 52 年 4 月 1 日 ・議員定数を 20 人とする（昭 51・飯島町条例第 29 号）
- 62 年 4 月 1 日 ・議員定数を 18 人とする（昭 61・飯島町条例第 26 号）  
・ 常任委員会を 3 委員会（総務・厚生文教・建設経済）と  
する。
- 平成 3 年 9 月 26 日 ・議会運営委員会を条例により設置（平成 3・飯島町条例  
第 16 号）
- 9 年 4 月 1 日 ・行政改革に伴い常任委員会の名称（総務・社会文教・産  
業建設）及び所管事項を改正
- 11 年 3 月 17 日 ・議会報編集特別委員会を設置
- 11 年 3 月 24 日 ・次期一般選挙から議員定数を 16 人とする条例改正（平  
11・飯島町条例第 14 号）
- 12 年 3 月 24 日 ・議員の定数を定める条例を制定（定数 16 人）  
（飯島町議会議員の定数を減少する条例を廃止 平 1  
2・飯島町条例第 21 号）
- 13 年 4 月 1 日 ・議員 16 人となる。
- 15 年 1 月 1 日 ・地方自治法の改正により人口 1 万人以上 2 万人未満の町  
村議会議員の法定数は 22 人となる。（改正前 26 人）
- 16 年 6 月 11 日 ・議員定数を定める条例の一部改正（定数 16 人を定数  
12 人）次期一般選挙から適用する。（平 16・飯島町条  
例第 14 号）
- 16 年 12 月 17 日 ・議員定数 12 人となるため常任委員会を 2 委員会制とす  
る条例改正（平 16・飯島町条例第 20 号）（総務産業委  
員会 6 人、厚生文教委員会 6 人 17.4.1 適用）
- 17 年 4 月 1 日 ・議員 12 人となる。
- 18 年 4 月 1 日 ・町の組織機構改革に伴い常任委員会の名称及び所管事項  
を改正（厚生文教委員会を社会文教委員会に変更 平 1  
8・飯島町条例第 20 号）
- 21 年 2 月 10 日 ・議会ホームページ運営特別委員会を設置
- 25 年 4 月 1 日 ・議会広報委員会を設置（議会報編集特別委員会及び議会  
ホームページ運営特別委員会を廃止）
- 28 年 6 月 1 日 ・常任委員会所管事項条例改正（平 28・飯島町条例第 1  
0 号）（住民税務課所管事項 総務産業委員会から社会文  
教委員会へ所管替え）
- 29 年 4 月 1 日 ・議会広報委員会を常任委員会とする条例改正（平 29・  
飯島町条例第 8 号）

(6) 議長等の任期 (申し合わせ)

議長・副議長	2年
正副常任委員長	2年
常任委員会委員	2年
正副議会運営委員長	2年
議会運営委員	2年

(7) 政党所属の状況 (令和7年4月1日現在)

政党名	人数
公明党	1人 (内女性0人)
日本共産党	3人 (内女性1人)
無所属	8人 (内女性2人)
合計	12人 (内女性3人)

(8) 年齢別議員数 (令和7年4月1日現在)

年齢区分	30~39	40~49	50~59	60~69	70以上	合計	
						人数	平均年齢
議員数	1人	1人	0人	4人	6人	12人	63.4歳

(9) 在職期間別議員数 (令和7年4月1日現在)

区分	4年以下	4年を超え 8年以下	8年を超え 12年以下	12年を超え 16年以下	16年を超え 20年以下	20年 以上
議員数	3人	5人	0人	1人	1人	2人

(10) 職業別議員数 (令和7年4月1日現在)

区分	農林業	自営業	会社役員	その他	合計
議員数	3人	4人	1人	4人	12人

## 2 議会運営等の状況等 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

### (1) 本会議

#### ① 定例会開催状況

定例会	会 期	本会議日数
6月定例会	14日 (R06 6/4～6/17)	4日
9月定例会	12日 (R06 9/2～9/13)	4日
12月定例会	14日 (R06 12/6～12/19)	4日
3月定例会	15日 (R07 2/25～3/11)	4日

#### ② 臨時会開催状況

回 数	開催日数	本会議日数
3回 R06 5/17、10/10 R07 1/21	3日	3日

#### ③ 付議事件等

年間審議案数 106件 (町長提出 88件 議員提出 18件)

##### ア 町長提出議案の内容

区 分	件 数	区 分	件 数
条 例	24	決 算 認 定	6
予 算	38	人 事 ・ そ の 他	20
専 決 処 分 (法179条のみ)	(内書9)	合 計	88

##### イ 議員提出議案の内容

区 分	件 数	区 分	件 数
条 例	1	規 則 そ の 他	0
意 見 書	12	修 正 案 (条 例)	2
決 議	3	合 計	18

#### ④ 一般質問者数

(単位 人)

区 分	6月	9月	12月	3月	合 計
質問者数	11	10	10	10	41

⑤ 傍聴者数

(単位 人)

区 分	31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
傍聴者数	143	111	146	79	93	88

(2) 常任委員会

区 分	総務産業委員会	社会文教委員会	議会広報委員会	合 計
会期中	9日	9日	0日	18日
閉会中	7日	3日	28日	38日

(3) 議会運営委員会 開催回数 8回(延数)

- ・一般質問通告書様式の変更について(令和6年9月定例会より適用)
- ・住民懇談会の実施について
- ・議会ハラスメント防止条例制定について

(4) 議会全員協議会 開催回数 18回

- ・定例全員協議会開催
- ・町へ議員定数・報酬について議会案提出(令和6年8月19日)

(5) 議会広報

- ・「いいじままち議会だより」 4回発行(第106号～第109号)
- ・「議会広報モニター制度」 議会広報への意見募集  
議会広報モニター 7名

(6) 議員定数報酬等検討小委員会 開催回数 3回

- ・議員定数・報酬に関する住民アンケート実施(令和6年5月20日～6月30日)  
1,500通発送 回答:415通(回答率27.7%)
- ・議会全員協議会へ小委員会案の提出(令和6年7月25日)

(7) 議員懇談会(各団体)

- ①総務産業委員会 飯島町商工会(令和6年7月23日)  
農業委員会(令和6年8月23日)
- ②社会文教委員会 民生児童委員会(令和6年8月19日)

(8) 住民懇談会

- ・自治会加入者との懇談会 15自治会で実施(議員2人/組で訪問)

## (9) 行政視察研修

(訪問)

- ・総務産業委員会 (株)寺田農園・(一財)塩尻市振興公社 (令和6年7月2日、3日)
- ・社会文教委員会 福井県小浜市・石川県穴水町 (令和6年7月26日、27日)
- ・議会広報委員会 (株)山梨日日新聞社・全国町村議会広報研修会  
(令和6年9月24日、25日)

(来訪)

- ・佐賀県基山町議会 いっ子センターについて (令和6年11月6日)
- ・愛知県豊根村議会 議員定数・報酬について (令和7年2月17日)

## (10) 研修会

- ・全国議長会 議長・副議長研修会 (令和6年5月21日)
- ・伊南市町村議会連絡協議会 議員研修会 (令和6年7月9日)
- ・長野県町村議会議長会 議員研修会 (令和6年7月12日)
- ・中部伊那町村議会協議会 議員研修会 (令和6年8月28日)
- ・伊南行政組合視察研修 (令和6年10月16日、17日)
- ・上伊那広域連合管内研修 (令和6年10月21日)
- ・県議長会 議会広報研修会 (令和7年1月22日)

## (11) 要請活動

- ・中部伊那町村議会協議会 県知事提言活動 (令和7年1月29日)

## (12) 住民協働事業への参加

- ・植栽ボランティア活動 (春・夏 年2回)

## (13) まちびと政策プランナー会議 開催回数 6回

- ・委員の意見を集約し、議会から町へ提言 (令和6年12月16日)

## (14) その他

- ・オンライン配信 (YouTube・町ホームページ)  
定例会 (本会議、一般質問)  
6月、9月、12月、3月  
臨時会 (本会議)  
令和6年第2回、第3回、令和7年第1回

### 3 意見書の議決状況

(平成12年～令和7年3月)

議決年月日		意見書件名
平成12年	第3回臨時会 3/16 議決	・道路特定財源制度の堅持を求める意見書
	6月定例会 7/5 議決	・35人学級の早期実現と教職員定数引き上げに関する意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
	9月定例会 9/22 議決	・地震防災特別措置法の改正に関する意見書
	12月定例会 12/20 議決	・介護保険の改善と国の財政措置を求める意見書 ・国民本位の公共事業の推進と執行体制の拡充を求める意見書 ・育児・介護休業法の拡充と保育施策の拡充を求める意見書 ・地域農業の持続的発展に関する意見書
平成13年	3月定例会 3/5 議決	・平成13年1月降雪災害復旧対策に関する意見書
	6月定例会 6/19 議決	・地方交付税の堅持等に関する意見書 ・道路特定財源の堅持に関する意見書 ・35人学級の早期実現と教職員定数引き上げに関する意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
	12月定例会 12/19 議決	・国民本位の公共事業の推進と天竜川上流工事事務所の機構拡充を求める意見書 ・「核兵器廃絶の明確な約束」実行を核兵器保有国に求める意見書 ・WTO新ラウンドにおける日本提案実現・食料自給率向上等を実現する基本政策確立と予算確保並びにBSE（牛海綿状脳症）対策強化に関する意見書
平成14年	3月定例会 3/20 議決	・難病対策及び小児慢性特定疾患対策の充実と、医療制度の改革にあたって難病患者・長期慢性疾患患者・障害者・高齢者の負担を増やさないことを要望する意見書
	6月定例会 6/19 議決	・「有事関連三法案」の慎重審議を求める意見書 ・森林・林業・木材関連産業政策と新たな予算の確立に関する意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書 ・30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書 ・長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書 ・雇用の危機突破を求める意見書
	12月定例会 12/18 議決	・北朝鮮拉致問題の徹底解明を求める意見書

平成 15 年	3月定例会 3/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町村自治の確立に関する意見書</li> <li>・不戦平和の意見書</li> </ul>
	6月定例会 6/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書</li> <li>・「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書</li> <li>・30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書</li> <li>・長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心できる年金制度の確立を求める意見書</li> <li>・イラクでの人道復興支援等のための自衛隊派遣に関する意見書</li> </ul>
平成 16 年	3月定例会 3/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書</li> <li>・消費者保護基本法の見直しに関する意見書</li> </ul>
	6月定例会 6/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長に関する意見書</li> <li>・長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書</li> <li>・30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書</li> </ul>
	9月定例会 9/21 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心できる生活基盤を確保する河川・砂防事業推進に関する意見書</li> <li>・中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める意見書</li> <li>・郵政事業の現行経営形態堅持を求める意見書</li> <li>・地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書</li> </ul>
	第3回臨時会 10/4 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心できる生活基盤を確保する治山事業の推進に関する意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書</li> </ul>
平成 17 年	6月定例会 6/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書</li> <li>・30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書</li> <li>・長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書</li> <li>・拙速に結論を出さず、県民合意の高校教育改革を求める意見書</li> </ul>
	第4回臨時会 8/1 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校改革プランに伴う再編整備候補案の白紙撤回を求め長野県駒ヶ根工業高等学校の存続を求める意見書</li> </ul>
	9月定例会 9/9 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域中核病院の医師確保対策を求める意見書</li> <li>・地域中核病院の産婦人科及び小児科医師確保を求める意見書</li> <li>・児童扶養手当の減額取り止めなどに関する意見書</li> <li>・患者・国民負担増の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書</li> </ul>

平成 18 年	3月定例会 3/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業を防災、生活関連に転換し、国土交通省の事務所の執行体制等の拡充を求める意見書</li> <li>・出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書</li> </ul>
	6月定例会 6/23 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書</li> <li>・35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書</li> </ul>
	9月定例会 9/22 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書</li> </ul>
	第2回臨時会 10/11 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路特定財源を一般財源化など他に転用しないことを求める意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(主)竜東線「中平～日曾利間」の早期着工を求める意見書</li> <li>・安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書</li> <li>・トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書</li> </ul>
平成 19 年	3月定例会 3/15 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書</li> <li>・日豪EPA/FTA交渉に対する意見書</li> </ul>
	6月定例会 6/13 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書</li> <li>・35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書</li> <li>・長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書</li> <li>・日豪EPA交渉及びWTO農業交渉に関する意見書</li> <li>・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書</li> </ul>
	9月定例会 9/10 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産科医師の確保並びに産科医師不在の中で安心して妊娠・出産・子育てができる環境の早急な整備を求める意見書</li> </ul>
	9月定例会 9/21 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路特定財源確保の意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/20 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上伊那圏内において安心して安全な出産ができる環境を整えるための対策と援助を求める意見書</li> <li>・「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書</li> <li>・道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書</li> <li>・医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確立を緊急に求める意見書</li> </ul>

平成20年	3月定例会 3/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会の必置規制の堅持に関する意見書</li> </ul>
	6月定例会 6/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書</li> <li>・「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書</li> <li>・35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書</li> <li>・「長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書</li> </ul>
	9月定例会 9/11 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所存続に関する意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護労働者の処遇改善を求める意見書</li> <li>・介護保険制度の抜本的改善を求める意見書</li> </ul>
平成21年	3月定例会 3/13 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染米事件の全容解明と対策を求める意見書</li> <li>・協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書の提出</li> <li>・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書</li> <li>・市町村国保の健全な発展を求める意見書</li> <li>・共済法制定を求める意見書</li> </ul>
	6月定例会 6/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書</li> <li>・「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書</li> <li>・35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書</li> <li>・長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書</li> </ul>
	9月定例会 9/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書</li> <li>・所得税法第56条の廃止を求める意見書</li> <li>・「国道153号伊南バイパス」「主要地方道伊那生田飯田線」早期全線開通の実現を求め「高速道路料金無料化」に反対する意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒブワクチンの早期定期予防接種化等を求める意見書</li> <li>・高齢者の肺炎球菌予防接種への公費助成等に関する意見書</li> <li>・水力発電施設周辺地域交付金（電源立地地域対策交付金制度）の交付期間延長等を求める意見書</li> </ul>
平成22年	3月定例会 3/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体の住民意志の尊重を日本政府に求める意見書</li> <li>・ヒロシマ・ナガサキ議定書のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書</li> </ul>

平成 22 年	6月定例会 6/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書</li> <li>・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書</li> <li>・35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書</li> <li>・長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書</li> <li>・子宮頸がん予防ワクチン接種の公費負担を求める意見書</li> <li>・農業農村整備事業や鳥獣被害防止総合対策交付金などの農業予算増額を求める意見書</li> <li>・国の鳥獣被害防止総合対策交付金へ長野県が上乘せ補助を求める意見書</li> </ul>
	9月定例会 9/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・水・環境保全向上対策事業の継続実施を求める意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対を求める意見書</li> <li>・ILO看護職員条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める意見書</li> </ul>
平成 23 年	3月定例会 3/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書</li> <li>・脳損傷者支援法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書</li> <li>・保育制度改革に関する意見書</li> </ul>
	6月定例会 6/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書</li> <li>・35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書</li> <li>・長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書</li> <li>・福島第一原発の事故対策の強化、原子力対策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵政改革法案の国会での十分な議論を求める意見書</li> <li>・TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加反対を求める意見書</li> <li>・発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める意見書</li> <li>・消費税増税を行わないことを求める意見書</li> <li>・住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書</li> </ul>
平成 24 年	3月定例会 3/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育制度改革に関する意見書</li> <li>・長野県森林づくり県民税の継続を求める意見書</li> </ul>
	6月定例会 6/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書</li> <li>・新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書</li> </ul>

平成24年	9月定例会 9/19 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ T P P 交渉参加表明断固反対を求める意見書</li> <li>・ 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書</li> <li>・ 一般国道153号の指定区間編入を求める意見書</li> <li>・ オスプレイの普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書</li> <li>・ 原子力発電所の安易な前倒し再稼働の絶対反対と廃炉に向けた取り組みを求める意見書</li> </ul>
平成25年	6月定例会 6/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方財政の充実・強化を求める意見書</li> <li>・ 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書</li> <li>・ 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書</li> <li>・ T P P に断固反対する意見書</li> </ul>
	9月定例会 9/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長野地方裁判所各支部における労働審判事件の取り扱いの開始を求める意見書</li> <li>・ 道州制導入に断固反対する意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特定秘密保護法」の慎重な運用を求める意見書</li> <li>・ 生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書</li> <li>・ 介護保険制度の要支援者給付を市町村事業とすることに反対する意見書</li> </ul>
平成26年	3月定例会 3/20 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書</li> </ul>
	6月定例会 6/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者保護のための法整備を求める意見書</li> <li>・ 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書</li> <li>・ 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書</li> </ul>
	9月定例会 9/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長に関する意見書</li> <li>・ 「手話言語法」制定を求める意見書</li> <li>・ 農業改革における慎重な論議と自己改革を基本とした支援を求める意見書</li> <li>・ だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書</li> <li>・ 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書</li> <li>・ 集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書</li> </ul>

平成 26 年	1 2 月定例会 12/15 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業・地域の活力創造プランの見直しによる農業改革を求める意見書</li> <li>・政府による緊急の過剰米処理を求める意見書</li> <li>・国による森林整備の推進を求める意見書</li> <li>・介護従事者の処遇改善を求める意見書</li> <li>・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書</li> </ul>
平成 27 年	3 月定例会 3/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲作農家の経営の安定を求める意見書</li> <li>・地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書</li> <li>・地方の高速道路料金割引率の復元を求める意見書</li> </ul>
	6 月定例会 6/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金積立金を被保険者の利益のために安全かつ確実に運用するよう求める意見書</li> <li>・国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書</li> <li>・「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書</li> <li>・地方自治の尊重を政府に求める意見書</li> </ul>
	1 2 月定例会 12/22 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書</li> <li>・T P P 交渉大筋合意に関する意見書</li> <li>・放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書</li> </ul>
平成 28 年	3 月定例会 3/15 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法改正の国民的論議を保障するため安倍首相に十分な見解表明を求める意見書</li> </ul>
	6 月定例会 6/15 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書</li> <li>・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書</li> <li>・T P P に関する情報開示の徹底と国会決議の尊重、持続可能な農業政策の確立を求める意見書</li> </ul>
	9 月定例会 9/21 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める意見書</li> <li>・臨時国会で拙速に T P P 協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書</li> </ul>
	1 2 月定例会 12/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書</li> <li>・国会議員選挙における地方代表の確保を求める意見書</li> <li>・給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書</li> <li>・軽油取引税の課税免除措置の継続を求める意見書</li> </ul>

平成 29 年	3月定例会 3/9 議決	・子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書
	3月定例会 3/13 議決	・オスプレイの飛行訓練についての意見書
	6月定例会 6/19 議決	・慎重な憲法審議を求める意見書 ・国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
	9月定例会 9/20 議決	・道路整備予算の拡充及び道路整備事業に係る補助率等嵩上げ措置の継続等を求める意見書 ・廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書
	12月定例会 12/18 議決	・種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書 ・米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書 ・慎重な憲法審議を求める意見書
平成 30 年	3月定例会 3/22 議決	・中小企業支援策の拡充を通じ、最低賃金の改善を求める意見書 ・日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書
	6月定例会 6/19 議決	・国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書 ・慎重な憲法審議を求める意見書
	9月定例会 9/20 議決	・臓器移植の環境整備を求める意見書 ・国の責任で介護職員の待遇改善を求める意見書
	12月定例会 12/18 議決	・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書 ・上伊那の高校再編を早急に進めないように求める意見書
平成 31 ・ 令和 元年	3月定例会 3/20 議決	・地域からの経済好循環の実現に向け中小企業支援策の拡充と最低賃金の改善を求める意見書
	6月定例会 6/18 議決	・新たな過疎対策法の制定に関する意見書 ・国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
	12月定例会 12/17 議決	・経路取引税の課税免除措置の継続を求める意見書

令和2年	3月定例会 3/23 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書</li> <li>・最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書</li> <li>・国民健康保険への財政支援の増額を求める意見書</li> </ul>
	6月定例会 6/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書</li> <li>・国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書</li> <li>・義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書</li> <li>・地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実強化を求める意見書</li> </ul>
	9月定例会 9/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書</li> <li>・種苗法「改正」の中止を求める意見書</li> <li>・上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書</li> <li>・上伊那地域の高校再編に関する意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/15 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書</li> <li>・すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書</li> <li>・国土強靱化対策の推進を求める意見書</li> </ul>
令和3年	6月定例会 6/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書</li> <li>・最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書</li> <li>・核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書</li> </ul>
	9月定例会 9/17 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書</li> </ul>
	12月定例会 12/16 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める意見書</li> <li>・インボイス制度の導入にあたり国民に丁寧な説明を求める意見書</li> </ul>
令和4年	3月定例会 3/18 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹産業である農業の持続可能な経営のための支援を求める意見書</li> </ul>
	6月定例会 6/15 議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書</li> <li>・ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書</li> <li>・水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める意見書</li> <li>・「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書</li> </ul>

	9月定例会 9/15 議決	・不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書
	第5回臨時会 12/20 議決	・安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書 ・肥料高騰対策を踏まえた支援の拡充を求める意見書
令和5年	6月定例会 6/15 議決	・子どもたちが均等に学べる環境を整備することを求める意見書 ・「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みに戻すこと」を求める意見書
	9月定例会 9/15 議決	・健康保険証利用に国民目線の改善を求める意見書
	12月定例会 12/27 議決	・ガザ地区における戦闘停止及び人質の即時解放に向けた取り組みの継続を求める意見書
令和6年	3月定例会 3/18 議決	・再審規定（刑事訴訟法）の改正を求める意見書 ・訪問介護報酬削減の撤回を求める意見書 ・裏金問題の解明と政治資金の透明化を求める意見書 ・少子化対策財源に保険料上乘せを行わないよう求める意見書
	6月定例会 6/17 議決	・「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準にもどすこと」を求める意見書 ・子どもたちが均等に学べる環境を整備することを求める意見書 ・子どものために教育環境を求める意見書 ・女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めるとともに、速やかな国内法整備を求める旨の意見書 ・訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書 ・能登半島地震で被災した地域に迅速で強力な支援を行うよう国に求める意見書
	9月定例会 9/13 議決	・医療・介護労働者の賃上げ支援の拡充を求める意見書
	12月定例会 12/19 議決	・資格確認書の継続と住民の不安解消に向けた取り組みを求める意見書 ・選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書
令和7年	3月定例会 3/11 議決	・持続可能な学校の実現をめざす意見書 ・核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書

#### 4 決議の議決状況

(平成元年～令和7年3月)

議決年月日		決 議 件 名
H 元年	9月定例会 (9/29 議決)	米軍機の飛行訓練中止に関する決議
2年	6月定例会 (6/20 議決)	「ゆとり宣言」の決議
	12月定例会 (12/19 議決)	北方領土の早期返還を求める要望決議
3年	12月定例会 (12/17 議決)	太平洋戦争50年に際し、侵略戦争を反省し永久の不戦を誓う決議
4年	9月定例会 (9/28 議決)	環境宣言に関する決議
5年	12月定例会 (12/21 議決)	暴力追放に関する決議
6年	9月定例会 (9/22 議決)	農産物自給向上宣言に関する決議
7年	9月定例会 (9/25 議決)	核兵器全面禁止条約の締結 中国・フランスの核実験中止を求める決議
8年	3月定例会 (3/22 議決)	人権尊重の町宣言に関する決議
9年	6月定例会 (6/24 議決)	違法銃器を根絶するための決議
10年	6月定例会 (6/19 議決)	核実験の中止と核兵器の廃絶を求める決議
11年	3月定例会 (3/17 議決)	地方分権の実現に関する決議
	9月定例会 (9/22 議決)	夜光反射・シートベルト着用宣言に関する決議
12年	6月定例会 (7/ 5 議決)	青色申告と期限内納税を推進する町の宣言に関する決議
16年	9月定例会 (9/21 議決)	駒ヶ根工業高等学校の存続を求める決議
18年	6月定例会 (6/23 議決)	飯島郵便局の郵便物の集配、貯金・保険の集金業務の存続を求める決議
	12月定例会 (12/8 議決)	飯島町飲酒運転撲滅を宣言する決議
23年	12月定例会 (12/16 議決)	発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める決議
26年	12月定例会 (12/15 議決)	特殊詐欺被害を防止し、町民の安全と安心を確保する決議
		国による森林整備の推進を求める決議

27年	6月定例会（6/16議決）	「非核・平和宣言の町」に反する安保関連法案に反対する決議
	12月定例会（12/22議決）	東日本大震災からの復興と大規模災害対策確立に関する決議
		地方創生の推進に関する決議
		町村税財源の拡充強化に関する決議
		T P Pに関する決議
		参議院選挙制度改革に関する決議
		日米地位協定の見直しに関する決議
31年	3月定例会（3/20議決）	J A上伊那長期構想・3ヶ年計画の再考を求める決議
R02年	3月定例会（3/23議決）	新型コロナウイルス感染症拡大に対し、行政の速やかな対応を求める決議
R02年	第4回臨時会（5/22議決）	コロナ感染症蔓延の中で事業者へのきめ細かな支援を求める決議
R04年	3月定例会（3/8議決）	ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議
R05年	3月定例会（3/17議決）	第19号議案 令和5年度飯島町一般会計予算に対する付帯決議
	6月定例会（6/15議決）	第12号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第3号）に対する付帯決議
	9月定例会（9/15議決）	第7号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第5号）への付帯決議
R06年	6月定例会（6/17議決）	野良猫等の避妊去勢手術に係る費用への助成を求める決議
R07年	3月定例会（3/11議決）	第24号議案 令和7年度飯島町一般会計予算に対する付帯決議

## 5 長野県町村議会議長会表彰被表彰者名簿

(昭和60年4月以降)

被表彰者氏名	表彰年月日	規程該当条項	備 考
林 英 彦	昭和 62 年	第 1 条第 3 号	議員在職 11 年以上
片 桐 正 市	昭和 63 年	〃	〃
高 坂 昇	〃	〃	〃
小 林 勝	〃	〃	〃
中 野 武 司	〃	〃	〃
松 下 正 一	〃	〃	〃
宮 下 実 雄	平成元年 10 月 23 日	第 1 条第 2 号	議長在職 6 年以上
大 西 博	平成 4 年 9 月 16 日	第 1 条第 3 号	議員在職 11 年以上
上 山 儀 一	〃	〃	〃
竹 内 昭 文	〃	〃	〃
千 村 秋 太 郎	〃	〃	〃
小 池 好 高	平成 8 年 9 月 17 日	第 1 条の 2	議員在職 18 年以上
林 英 彦	〃	〃	〃
藤 井 房 隆	〃	第 1 条第 3 号	議員在職 10 年以上
森 岡 一 雄	〃	〃	〃
宮 下 岩 夫	〃	〃	〃
岩 田 典	〃	〃	〃
堀 越 幸 夫	平成 11 年 10 月 20 日	〃	〃
富 永 明	〃	〃	〃
桃 澤 あ や 子	〃	〃	〃
高 坂 俊 雄	〃	〃	〃
森 谷 栄 一	〃	〃	〃
星 野 光 希	〃	〃	〃
森 岡 一 雄	平成 15 年 10 月 15 日	第 1 条の 2	議員在職 18 年以上
熊 谷 初 男	〃	第 1 条第 3 号	議員在職 10 年以上
織 田 信 行	平成 19 年 10 月 30 日	第 1 条第 2 号	議員在職 10 年以上
曾 我 弘	〃	〃	〃
野 村 利 夫	〃	〃	〃
三 浦 寿 美 子	〃	〃	〃

被表彰者氏名	表彰年月日	規程該当条項	備 考
松 下 寿 雄	平成 23 年 10 月 26 日	第 1 条第 2 号	議員在職 10 年以上
平 澤 晃	〃	〃	〃
松 下 寿 雄	平成 26 年 10 月 28 日	第 1 条第 1 号	議長在職 5 年以上
竹 沢 秀 幸	平成 27 年 10 月 27 日	第 1 条第 2 号	議員在職 10 年以上
坂 本 紀 子	〃	〃	〃
三 浦 寿 美 子	〃	第 1 条の 2	議員在職 18 年以上
堀 内 克 美	令和元年 10 月 23 日	第 1 条の 2	議員在職 10 年以上

## 6 全国町村議会議長会表彰被表彰者名簿

(昭和 6 0 年 4 月以降)

被表彰者氏名	表彰年月日	規程該当条項	備 考
大 沢 喜 一	昭和 63 年 12 月	第 1 条第 3 号	議員在職 15 年以上
小 池 好 高	〃	〃	〃
湯 沢 喜 代 七	〃	〃	〃
飯 島 町 議 会	平成 3 年 2 月 6 日	第 1 条第 7 号	優良町村議会表彰
宮 下 実 雄	〃	第 1 条の 2	議員在職 30 年以上
	〃	(特別) 表彰 第 1 条第 2 号	議長在職 7 年以上
林 英 彦	〃	第 1 条第 3 号	議員在職 15 年以上
宮 下 岩 夫	平成 13 年 2 月 7 日	第 1 条第 3 号	〃
森 岡 一 雄	〃	〃	〃
堀 越 幸 夫	平成 17 年 2 月 9 日	第 1 条第 3 号	議員在職 15 年以上
高 坂 俊 雄	〃	〃	〃
星 野 光 希	〃	〃	〃
桃 澤 あ や 子	〃	〃	〃
飯 島 町 議 会	平成 21 年 2 月 6 日	第 1 条第 7 号	優良町村議会表彰
三 浦 寿 美 子	平成 25 年 3 月 6 日	第 1 条第 3 号	議員在職 15 年以上
松 下 寿 雄	平成 29 年 2 月 8 日	第 2 条第 4 号	議員在職 15 年以上
		第 2 条第 2 号	議長在職 7 年以上
竹 澤 秀 幸	令和 3 年 2 月 9 日	第 2 条第 4 号	議員在職 15 年以上
坂 本 紀 子	〃	〃	〃
久 保 島 巖	令和 7 年 2 月 19 日	〃	〃

## 7 歴代飯島町議会正副議長名簿

議 長			副 議 長					
氏 名	就 任	退 任	氏 名	就 任	退 任			
米山 直衛	昭 31・10・ 2	昭 32・ 3・31	片桐源太郎	昭 31・10・ 2	昭 32・ 3・31			
池上 正	32・ 4・ 1	37・ 3・10	竹澤 俊二	32・ 4・ 1	40・ 3・31			
河野 敏雄	37・ 3・13	43・ 4・ 1				早稲田吉次	40・ 4・ 1	42・ 3・31
						満澤 哲三	42・ 4・ 1	43・ 4・ 5
満澤 哲三	43・ 4・ 6	44・ 3・31	飯島 英雄	43・ 4・ 6	43・10・19			
林 甚平	44・ 4・ 1	46・ 3・31	早稲田吉次	44・ 4・ 1	46・ 3・31			
早稲田吉次	46・ 4・ 1	52・ 3・31	小林 秀彰	46・ 4・ 1	50・ 3・31			
			片桐 一雄	50・ 4・ 1	52・ 3・31			
太田 主計	52・ 4・ 1	56・ 3・31	宮下 実雄	52・ 4・ 1	56・ 3・31			
宮下 実雄	56・ 4・ 1	60・ 3・31	伊藤 明夫	56・ 4・ 1	58・ 3・31			
			湯沢喜代七	58・ 4・ 1	60・ 3・31			
湯沢喜代七	60・ 4・ 1	62・ 3・31	大沢 喜一	60・ 4・ 1	62・ 3・31			
宮下 実雄	62・ 4・ 1	平 5・ 3・31	小林 勝	62・ 4・ 1	平元・ 3・31			
			大西 博	平元・ 4・ 1	3・ 3・29			
			林 英彦	3・ 3・29	4・ 3・ 4			
			小池 好高	4・ 3・ 9	5・ 3・31			
上山 儀一	平 5・ 4・ 6	7・10・16	岩田 典	5・ 4・ 6	7・ 3・29			
小池 好高	7・10・19	9・ 3・31	藤井 房隆	7・ 3・29	9・ 3・31			
宮下 岩夫	9・ 4・ 4	13・ 3・31	森岡 一雄	9・ 4・ 4	11・ 3・30			
			星野 光希	11・ 3・30	13・ 3・31			
堀越 幸夫	13・ 4・ 4	17・ 3・31	熊谷 初男	13・ 4・ 4	15・ 3・31			
			高坂 俊雄	15・ 4・ 1	17・ 3・31			
野村 利夫	17・ 4・ 6	19・ 3・29	織田 信行	17・ 4・ 6	19・ 3・29			
織田 信行	19・ 3・29	21・ 3・31	松下 寿雄	19・ 3・29	21・ 3・31			
松下 寿雄	21・ 4・ 2	29・ 3・ 31	平澤 晃	21・ 4・ 2	25・ 3・31			
			堀内 克美	25・ 4・ 2	27・ 3・30			
			竹沢 秀幸	27・ 3・30	29・ 3・31			
堀内 克美	29・ 4・ 5	令 3・ 3・ 31	中村 明美	29. 4. 5	31・ 3・29			
			竹沢 秀幸	31・ 3・29	令 3・ 3・ 31			
折山 誠	令 3・ 4・ 2	令 5・ 3・ 29	宮脇 寛行	令 3・ 4・ 2	令 5・ 3・ 29			
久保島 巖	令 5・ 3・ 29	令 7・ 3・ 31	吉川 順平	令 5・ 3・ 29	令 7・ 3・ 31			
宮脇 寛行	例 7・ 4・ 2		吉川 順平	令 7・ 4・ 2				

## 8 歴代飯島町議会議員名簿

昭和 31 年 10 月 4 日現在（定数 37 人） 議 長 米山直衛 副議長 片桐源太郎

職 名	総務委員会	社会文教委員会	経済委員会	土木委員会
委員 長	池上 正	那須野 盛	塚原 亀市	河野 敏雄
副委員 長	紫芝 佑	中村 喜栄	塩澤 延吉	岩村正二郎
委 員	都筑 貞佐	羽生 武司	北澤哈太郎	三石 義一
〃	森岡 二郎	宮澤 端穂	高坂 梅蔵	羽生 守男
〃	斎藤 忠三	野原 治雄	塩澤 一夫	城田久米一
〃	中島 浩	堀内喜久治	大澤 初	今井 半一
〃		宮澤 利忠	小林 覚治	宮下 紀
〃		吉澤 好夫	早稲田吉次	米山 玉助
〃		松村弥次兵衛	竹内 正美	高坂 多門
〃		宮下 邦夫	横田 作市	

（注）昭和 31 年 9 月 30 日 新町発足

昭和 31 年 10 月 4 日 合併後初議会開会

### ○ 任期 昭和 32 年 4 月 1 日～昭和 36 年 3 月 31 日（定数 24 人）

昭和 32 年 4 月 1 日現在 議 長 池上 正 副議長 竹沢俊二

職 名	総務委員会	社会文教委員会	経済委員会	土木委員会
委員 長	満澤 哲三	宮下 良蔵	塩澤 延吉	河野 敏雄
副委員 長	都筑 貞佐	片桐源太郎	早稲田吉次	斎藤 忠三
委 員	高坂 梅蔵	佐々木達夫	伊藤 鹿義	高坂 多門
〃	小林 治男	池井 五六	堀内喜久治	城田久米一
〃	鈴木 喜寿	宮澤 利忠	林 督都	羽生 守男
〃	竹沢 俊二	野原 治雄	北澤哈太郎	池上 正

（注）野原治雄氏、昭和 33 年 7 月 12 日 死亡

昭和 34 年 4 月 1 日現在 議 長 池上 正 副議長 竹沢俊二

職 名	総務委員会	社会文教委員会	経済委員会	土木委員会
委員 長	都筑 貞佐	宮下 良蔵	林 督都	河野 敏雄
副委員 長	鈴木 喜寿	小林 治男	堀内喜久治	斎藤 忠三
委 員	満澤 哲三	池井 五六	伊藤 鹿義	高坂 多門
〃	高坂 梅蔵	宮澤 利忠	早稲田吉次	城田久米一
〃	佐々木達夫	片桐源太郎	北澤哈太郎	羽生 守男
〃	竹沢 俊二		塩澤 延吉	池上 正

○ 任期 昭和 36 年 4 月 1 日～昭和 40 年 3 月 31 日（定数 24 人）

昭和 36 年 4 月 1 日現在 議長 池上 正 副議長 竹沢 俊二

職名	総務委員会	社会文教委員会	経済委員会	土木委員会
委員長	都筑 貞佐	河野 敏雄	林 督都	塩澤 延吉
副委員長	池井 五六	高坂 多門	早稲田吉次	宮澤 利忠
委員	鈴木 喜一	片桐 一雄	唐沢 数一	小林 功男
〃	飯島 英雄	満澤 哲三	米澤 一	岩村正二郎
〃	堀越 清志	星野 友一	塚原 亀一	上山 伊一
〃	竹澤 俊二	田中 一男	宮澤 富雄	池上 正

(注) 池上 正氏 昭和 37 年 3 月 10 日 死亡  
 河野敏雄氏 昭和 37 年 3 月 13 日 議長就任  
 満沢哲三氏 昭和 37 年 3 月 22 日 社会文教委員長就任  
 池井五六氏 昭和 38 年 2 月 28 日 退職

昭和 38 年 4 月 1 日現在 議長 河野敏雄 副議長 竹澤 俊二

職名	総務委員会	社会文教委員会	経済委員会	土木委員会
委員長	都筑 貞佐	満澤 哲三	林 督都	塩澤 延吉
副委員長	飯島 英雄	高坂 多門	早稲田吉次	宮澤 利忠
委員	鈴木 喜一	片桐 一雄	唐沢 数一	小林 功男
〃	堀越 清志	星野 友一	米澤 一	岩村正二郎
〃	竹澤 俊二	田中 一男	塚原 亀一	上山 伊一
〃		河野 敏雄	宮澤 富雄	

○ 任期 昭和 40 年 4 月 1 日～昭和 44 年 3 月 31 日（定数 24 人）

昭和 40 年 4 月 1 日現在 議長 河野敏雄 副議長 早稲田吉次

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	林 督都	満澤 哲三	米澤 一	岩村正二郎
副委員長	飯島 英雄	片桐 一雄	上山 伊一	星野 友一
委員	伊藤 祥二	下平 一夫	工藤 茂美	鈴木 喜義
〃	小林 清	宮下 俊美	山田 庄司	下島 久章
〃	早稲田吉次	林 甚平	上沼 弘道	片桐 清
〃	島崎 義雄	河野 敏雄	小林 秀彰	太田 主計

(注) 上山伊一氏 昭和 41 年 9 月 25 日 死亡  
 工藤茂美氏 産業副委員長就任

昭和 42 年 4 月 1 日現在 議長 河野敏雄 副議長 満澤哲三

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	飯島 英雄	片桐 一雄	米澤 一	岩村正二郎
副委員長	早稲田吉次	下平 一夫	上沼 弘道	星野 友一
委員	伊藤 祥二	宮下 俊美	山田 庄司	鈴木 喜義
〃	小林 清	林 甚平	小林 秀彰	下島 久章
〃	林 督都	島崎 義雄	満澤 哲三	片桐 清
〃		河野 敏雄	工藤 茂美	太田 主計

(注) 河野敏雄氏 昭和 43 年 4 月 1 日 死亡  
 満澤哲三氏 昭和 43 年 4 月 6 日 議長就任  
 飯島英雄氏 昭和 43 年 4 月 6 日 副議長就任、同年 10 月 19 日 死亡  
 早稲田吉次氏 昭和 43 年 4 月 15 日 総務委員長就任

○ 任期 昭和 44 年 4 月 1 日～昭和 48 年 3 月 31 日 (定数 22 人)

昭和 44 年 4 月 1 日現在 議長 林 甚平 副議長 早稲田吉次

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	片桐 一雄	下平 一夫	上沼 弘道	下島 久章
副委員長	下平 誠	太田 主計	小林 秀彰	鈴木 喜義
委員	林 甚平	伊藤 明夫	早稲田吉次	熊谷 伊助
〃	杉原 平男	溝口 澄人	中村 貞一	宮下 実雄
〃	竹澤 保	八田 晴夫	村澤 為雄	小林 義一
〃			原 恭一	中原 利雄

昭和 46 年 4 月 1 日現在 議長 早稲田吉次 副議長 小林秀彰

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	片桐 一雄	下平 一夫	上沼 弘道	下島 久章
副委員長	下平 誠	太田 主計	原 恭一	鈴木 喜義
委員	杉原 平男	伊藤 明夫	林 甚平	熊谷 伊助
〃	竹澤 保	溝口 澄人	中村 貞一	宮下 実雄
〃	早稲田吉次	八田 晴夫	村澤 為雄	小林 義一
〃			小林 秀彰	中原 利雄

(注) 下島久章氏 昭和 46 年 9 月 22 日 死亡  
 鈴木喜義氏 昭和 46 年 10 月 23 日 建設委員長就任

○ 任期 昭和 48 年 4 月 1 日～昭和 52 年 3 月 31 日（定数 22 人）

昭和 48 年 4 月 1 日現在 議長 早稲田吉次 副議長 小林秀彰

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	片桐 一雄	伊藤 明夫	熊谷 伊助	宮下 実雄
副委員長	杉原 平男	中村 貞一	原 恭一	太田 主計
委員	小林 正郁	坂下 信次	小林 義一	大沢 喜一
〃	座光寺 保	扇島 徳夫	湯沢喜代七	小池 好高
〃	早稲田吉次	吉澤 益美	小川 澄夫	竹澤 保
〃			小林 秀彰	池上 勇

(注) 小林義一氏 昭和 48 年 9 月 12 日 死亡

小川澄夫氏 昭和 49 年 7 月 24 日 死亡

昭和 50 年 4 月 1 日現在 議長 早稲田吉次 副議長 片桐一雄

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	杉原 平男	伊藤 明夫	熊谷 伊助	宮下 実雄
副委員長	座光寺 保	中村 貞一	原 恭一	太田 主計
委員	小林 正郁	坂下 信次	湯沢喜代七	池上 勇
〃	竹澤 保	吉澤 益美	小林 秀彰	大沢 喜一
〃	片桐 一雄	扇島 徳夫	早稲田吉次	小池 好高
〃			*小林 平八	*那須野 護
				*林 英彦

(注) \*小林平八氏、那須野護氏、林英彦氏、昭和 50 年 11 月 30 日補欠選挙により就任

杉原平男氏 昭和 50 年 8 月 31 日 死亡

太田主計氏 昭和 50 年 9 月 9 日 総務委員長就任

池上 勇氏 昭和 50 年 9 月 9 日 建設副委員長就任

○ 任期 昭和 52 年 4 月 1 日～昭和 56 年 3 月 31 日（定数 20 人）

昭和 52 年 4 月 1 日現在 議長 太田主計 副議長 宮下実雄

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	伊藤 明夫	吉澤 益美	湯沢喜代七	大沢 喜一
副委員長	座光寺 保	坂下 信次	小池 好高	小林 正郁
委員	高坂 昇	中村 貞一	村田 正	那須野 護
〃	松下 正一	中野 武司	小林 平八	片桐 正市
〃	宮下 実雄	小林 勝	太田 主計	林 英彦

昭和 54 年 4 月 1 日現在 議長 太田主計 副議長 宮下実雄

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	伊藤 明夫	吉沢 益美	湯沢喜代七	大沢 喜一
副委員長	座光寺 保	坂下 信次	小池 好高	小林 正郁
委員	高坂 昇	中村 貞一	村田 正	那須野 護
〃	松下 正一	中野 武司	小林 平八	片桐 正市
〃	宮下 実雄	小林 勝	太田 主計	林 英彦

○ 任期 昭和 56 年 4 月 1 日～昭和 60 年 3 月 31 日（定数 20 人）

昭和 56 年 4 月 1 日現在 議長 宮下実雄 副議長 伊藤明夫

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	小林 正郁	坂下 信次	林 英彦	大沢 喜一
副委員長	松下 正一	中村 貞一	村田 正	片桐 正市
委員	竹内 昭文	中野 武司	高坂 昇	千村秋太郎
〃	吉沢 益美	小林 勝	大西 博	上山 儀一
〃	伊藤 明夫	宮下 実雄	湯沢喜代七	小池 好高

昭和 58 年 4 月 1 日 議長 宮下実雄 副議長 湯沢喜代七

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	小林 正郁	中野 武司	林 英彦	小池 好高
副委員長	松下 正一	小林 勝	高坂 昇	片桐 正市
委員	竹内 昭文	坂下 信次	村田 正	千村秋太郎
〃	吉沢 益美	中村 貞一	大西 博	上山 儀一
〃	伊藤 明夫	宮下 実雄	湯沢喜代七	大沢 喜一

○ 任期 昭和 60 年 4 年 1 日～平成元年 3 月 31 日（定数 20 人）

昭和 60 年 4 月 1 日現在 議長 湯沢喜代七 副議長 大沢喜一

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業委員会	建設委員会
委員長	松下 正一	小林 勝	林 英彦	片桐 正市
副委員長	竹内 昭文	中野 武司	高坂 昇	千村秋太郎
委員	藤井 房隆	岩田 典	大西 博	上山 儀一
〃	竹沢 淳	森岡 一雄	宮下 岩夫	伊藤 明夫
〃	大沢 喜一	湯沢喜代七	宮下 実雄	小池 好高

昭和 62 年 4 月 1 日現在 議 長 宮下実雄 副議長 小林 勝

職 名	総務委員会	厚生文教委員会	建設経済委員会
委員 長	松下 正一	高坂 昇	片桐 正市
副委員長	竹内 昭文	上山 儀一	大西 博
委 員	伊藤 明夫	湯沢喜代七	小池 好高
〃	藤井 房隆	林 英彦	中野 武司
〃	竹沢 淳	森岡 一雄	宮下 岩夫
〃	小林 勝	大沢 喜一	千村秋太郎
〃	宮下 実雄		岩田 典

○ 任期 平成元年 4 月 1 日～平成 5 年 3 月 31 日（定数 18 人）

平成元年 4 月 1 日現在 議 長 宮下実雄 副議長 大西 博

職 名	総務委員会	厚生文教委員会	建設経済委員会
委員 長	上山 儀一	竹内 昭文	千村秋太郎
副委員長	森岡 一雄	藤井 房隆	宮下 岩夫
委 員	大沢 喜一	森谷 栄一	岩田 典
〃	林 英彦	堀越 幸夫	小池 好高
〃	星野 光希	桃沢あや子	高坂 俊雄
〃	宮下 実雄	大西 博	富永 明

平成 3 年 4 月 1 日現在 議 長 宮下実雄 副議長 林 英彦

職 名	総務委員会	厚生文教委員会	建設経済委員会
委員 長	*竹内 昭文	*千村秋太郎	*上山 儀一
副委員長	宮下 岩夫	森岡 一雄	岩田 典
委 員	*林 英彦	大沢 喜一	森谷 栄一
〃	堀越 幸夫	桃沢あや子	藤井 房隆
〃	大西 博	富永 明	高坂 俊雄
〃	小池 好高	宮下 実雄	星野 光希

(注) 林 英彦氏 平成 4 年 3 月 4 日 副議長辞任

小池好高氏 同年 3 月 9 日 副議長就任

平成 3 年 9 月 26 日 議会運営委員会設置 (表中\*印)

林 英彦氏 平成 4 年 3 月 9 日 議会運営委員辞任

小池好高氏 平成 4 年 3 月 9 日 議会運営委員就任

○ 任期 平成5年4月1日～平成9年3月31日（定数18人）

平成5年4月6日現在 議長 上山儀一 副議長 岩田 典

職名	総務委員会	厚生文教委員会	建設経済委員会	議会運営委員会
委員長	宮下 岩夫	森岡 一雄	藤井 房隆	岩田 典
副委員長	富永 明	星野 光希	高坂 俊雄	宮下 岩夫
委員	片桐 伝夫	桃沢あや子	森谷 栄一	森岡 一雄
〃	林 英彦	下平 勝雄	堀越 幸夫	藤井 房隆
〃	小池 好高	満沢 集	熊谷 初男	
〃	大沢 喜一	上山 儀一	岩田 典	

平成7年4月1日現在 議長 上山儀一 副議長 藤井房隆

職名	総務委員会	厚生文教委員会	建設経済委員会	議会運営委員会
委員長	森岡 一雄	宮下 岩夫	高坂 俊雄	藤井 房隆
副委員長	森谷 栄一	堀越 幸夫	星野 光希	森岡 一雄
委員	片桐 伝夫	小池 好高	下平 勝雄	宮下 岩夫
〃	岩田 典	熊谷 初男	桃沢あや子	高坂 俊雄
〃	富永 明	満沢 集	大沢 喜一	
〃	林 英彦	上山 儀一	藤井 房隆	
〃		*松村 洋子		

（注）上山儀一氏 平成7年10月16日 退職

小池好高氏 平成7年10月19日 議長就任

\*松村洋子氏 平成7年11月19日 補欠選挙により就任

○ 任期 平成9年4月1日～平成13年3月31日（定数18人）

平成9年4月4日現在 議長 宮下岩夫 副議長 森岡一雄

職名	総務委員会	社会文教委員会	産業建設委員会	議会運営委員会
委員長	星野 光希	森谷 栄一	堀越 幸夫	森岡 一雄
副委員長	熊谷 初男	桃沢あや子	富永 明	星野 光希
委員	円山 正	松村 洋子	曾我 弘	森谷 栄一
〃	高坂 俊雄	北原 武男	満沢 集	堀越 幸夫
〃	三浦寿美子	野村 利夫	織田 信行	
〃	宮下 岩夫	藤井 房隆	森岡 一雄	

平成 11 年 4 月 1 日現在 議 長 宮下岩夫 副議長 星野光希

職 名	総務委員会	社会文教 委員会	産業建設 委員会	議会運営 委員会	議会報編集 特別委員会
委員 長	堀越 幸夫	桃沢あや子	富永 明	星野 光希	星野 光希
副委員 長	松村 洋子	織田 信行	満沢 集	堀越 幸夫	桃沢あや子
委 員	藤井 房隆	熊谷 初男	野村 利夫	桃沢あや子	織田 信行
〃	北原 武男	高坂 俊雄	三浦寿美子	富永 明	野村 利夫
〃	曾我 弘	円山 正	森岡 一雄		松村 洋子
〃	森谷 栄一	宮下 岩夫	星野 光希		森岡 一雄

(注) 平成 11 年 3 月 17 日 議会報編集特別委員会設置

藤井房隆氏 平成 11 年 5 月 8 日 死亡

○ 任期 平成 13 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日 (定数 16 人)

平成 13 年 4 月 4 日現在 議 長 堀越幸夫 副議長 熊谷初男

職 名	総務委員会	社会文教 委員会	産業建設 委員会	議会運営 委員会	議会報編集 特別委員会
委員 長	高坂 俊雄	織田 信行	桃沢あや子	森岡 一雄	桃沢あや子
副委員 長	野村 利夫	三浦寿美子	曾我 弘	野村 利夫	織田 信行
委 員	森岡 一雄	大沢 喜一	内山 淳司	織田 信行	森岡 一雄
〃	松下 寿雄	松村 澄人	宮下 覚一	桃沢あや子	宮下 覚一
〃	平沢 晃	星野 光希	熊谷 初男	高坂 俊雄	平沢 晃
〃	堀越 幸夫				熊谷 初男

平成 15 年 4 月 1 日現在 議 長 堀越幸夫 副議長 高坂俊雄

職 名	総務委員会	社会文教 委員会	産業建設 委員会	議会運営 委員会	議会報編集 特別委員会
委員 長	曾我 弘	野村 利夫	織田 信行	桃沢あや子	高坂 俊雄
副委員 長	三浦寿美子	松下 寿雄	平沢 晃	内山 淳司	桃沢あや子
委 員	内山 淳司	熊谷 初男	森岡 一雄	曾我 弘	松村 澄人
〃	松村 澄人	宮下 覚一	大沢 喜一	野村 利夫	曾我 弘
〃	星野 光希	桃沢あや子	高坂 俊雄	織田 信行	松下 寿雄
〃	堀越 幸夫				織田 信行

(注) 桃沢あや子氏 平成 16 年 6 月 18 日 議会運営委員長・議会報編集特別委員会

副委員長辞任

星野光希氏 平成 16 年 6 月 18 日 議会運営委員長 就任

織田信行氏 平成 16 年 6 月 18 日 議会報編集特別委員会副委員長 就任

宮下覚一氏 平成 16 年 6 月 18 日 議会報編集特別委員会委員 就任

○ 任期 平成 17 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日（定数 12 人）

平成 17 年 4 月 6 日現在 議長 野村利夫 副議長 織田信行

職名	総務産業委員会	厚生文教委員会	議会運営委員会	議会報編集特別委員会
委員長	松下 寿雄	平沢 晃	森岡 一雄	織田 信行
副委員長	内山 淳司	宮下 覚一	松下 寿雄	宮下 覚一
委員	森岡 一雄	宮下 寿	平沢 晃	内山 淳司
〃	三浦寿美子	曾我 弘	三浦寿美子	宮下 寿
〃	竹沢 秀幸	坂本 紀子	宮下 覚一	三浦寿美子
〃	野村 利夫	織田 信行		竹沢 秀幸

（注）平成 17 年 4 月 1 日から 2 常任委員会制

厚生文教委員会の名称変更 平成 18 年 4 月 1 日から社会文教委員会

厚生文教委員がそのまま社会文教委員に就任

平成 19 年 3 月定例会 予算審査特別委員会設置

平成 19 年 4 月 1 日現在 議長 織田信行 副議長 松下寿雄

職名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会運営委員会	議会報編集特別委員会
委員長	宮下 覚一	内山 淳司	平沢 晃	松下 寿雄
副委員長	宮下 寿	竹沢 秀幸	宮下 覚一	竹沢 秀幸
委員	森岡 一雄	曾我 弘	三浦寿美子	坂本 紀子
〃	坂本 紀子	三浦寿美子	宮下 寿	三浦寿美子
〃	平沢 晃	野村 利夫	内山 淳司	宮下 寿
〃	織田 信行	松下 寿雄		平沢 晃

（注）平成 19 年 9 月定例会 決算審査特別委員会設置

平成 20 年 3 月定例会 予算審査特別委員会設置

○ 任期 平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（定数 12 人）

平成 21 年 4 月 2 日現在 議長 松下寿雄 副議長 平澤 晃

職名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会運営委員会	議会報編集特別委員会 議会ホームページ運営特別委員会
委員長	竹沢 秀幸	宮下 寿	堀内 克美	三浦寿美子
副委員長	坂本 紀子	三浦寿美子	宮下 寿	宮下 寿
委員	久保島 巖	中村 明美	久保島 巖	久保島 巖
〃	浜田 稔	堀内 克美	中村 明美	中村 明美
〃	北澤 正文	倉田 晋司	竹沢 秀幸	倉田 晋司
〃	松下 寿雄	平澤 晃		竹沢 秀幸

（注）平成 21 年 3 月定例会 予算審査特別委員会設置

平成 23 年 4 月 1 日現在 議長 松下寿雄 副議長 平澤 晃

職名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会運営委員会	議会報編集特別委員会 議会ホームページ運営特別委員会
委員長	竹沢 秀幸	三浦寿美子	堀内 克美	久保島 巖
副委員長	浜田 稔	北澤 正文	坂本 紀子	中村 明美
委員	久保島 巖	倉田 晋司	三浦寿美子	宮下 寿
〃	宮下 寿	中村 明美	竹沢 秀幸	浜田 稔
〃	堀内 克美	坂本 紀子	北澤 正文	北澤 正文
〃	平澤 晃	松下 寿雄		坂本 紀子

○ 任期 平成 25 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（定数 12 人）

平成 25 年 4 月 2 日現在 議長 松下寿雄 副議長 堀内 克美

職名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会運営委員会	議会広報委員会
委員長	北沢 正文	竹沢 秀幸	久保島 巖	中村 明美
副委員長	中村 明美	坂本 紀子	坂本 紀子	浜田 稔
委員	本多 昇	久保島 巖	北沢 正文	本多 昇
〃	浜田 稔	三浦寿美子	浜田 稔	久保島 巖
〃	橋場みどり	折山 誠	竹沢 秀幸	橋場みどり
〃	堀内 克美	松下 寿雄		折山 誠

（注）平成 25 年 4 月 1 日から議会広報委員会設置（議会報編集特別委員会及び議会ホームページ運営特別委員会は廃止）

平成 27 年 4 月 1 日現在 議 長 松下寿雄 副議長 竹沢 秀幸

職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会運営委員会	議会広報委員会
委員長	久保島 巖	中村 明美	北沢 正文	浜田 稔
副委員長	本多 昇	折山 誠	坂本 紀子	橋場みどり
委 員	橋場みどり	北沢 正文	久保島 巖	本多 昇
〃	浜田 稔	堀内 克美	浜田 稔	北沢 正文
〃	坂本 紀子	三浦寿美子	中村 明美	折山 誠
〃	松下 寿雄	竹沢 秀幸		竹沢 秀幸

平成 28 年 4 月 1 日現在 議 長 松下寿雄 副議長 竹沢 秀幸

職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会運営委員会	議会広報委員会
委員長	久保島 巖	中村 明美	坂本 紀子	浜田 稔
副委員長	本多 昇	折山 誠	久保島 巖	橋場みどり
委 員	橋場みどり	*滝本登喜子	折山 誠	本多 昇
〃	浜田 稔	堀内 克美	浜田 稔	*滝本登喜子
〃	坂本 紀子	三浦寿美子	中村 明美	折山 誠
〃	(欠員)	竹沢 秀幸		竹沢 秀幸

(注) 松下寿雄氏 平成 27 年 8 月 31 日 総務産業委員会委員を辞職

北沢正文氏 平成 27 年 9 月 28 日 退職

\*滝本登喜子氏 平成 27 年 11 月 16 日 補欠選挙により就任

○ 任期 平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 (定数 12 人)

平成 29 年 4 月 5 日現在 議 長 堀内克美 副議長 中村明美

職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会広報委員会	議会運営委員会
委員長	久保島 巖	坂本 紀子	橋場みどり	浜田 稔
副委員長	本多 昇	折山 誠	折山 誠	折山 誠
委 員	滝本登喜子	橋場みどり	滝本登喜子	久保島 巖
〃	好村 拓洋	竹沢 秀幸	好村 拓洋	橋場みどり
〃	浜田 稔	三浦寿美子	浜田 稔	坂本 紀子
〃	中村 明美	堀内 克美	坂本 紀子	

(注) 議会広報委員会は平成 29 年 4 月 1 日から常任委員会

平成 31 年 4 月 1 日現在 議 長 堀 内 克 美 副議長 竹 沢 秀 幸

職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会広報委員会	議会運営委員会
委員 長	橋場みどり	折山 誠	滝本登喜子	浜田 稔
副委員長	好村 拓洋	三浦寿美子	好村 拓洋	久保島 巖
委 員	坂本 紀子	滝本登喜子	三浦寿美子	滝本登喜子
〃	浜田 稔	久保島 巖	久保島 巖	橋場みどり
〃	本多 昇	中村 明美	坂本 紀子	折山 誠
〃	竹沢 秀幸	堀内 克美	本多 昇	

○ 任期 令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（定数 12 人）

令和 3 年 4 月 2 日現在 議 長 折 山 誠 副議長 宮 脇 寛 行

職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会広報委員会	議会運営委員会
委員 長	吉川 順平	星野 晃伸	片桐 剛	坂井 活広
副委員長	片桐 剛	伊藤 秀明	久保島 巖	久保島 巖
委 員	浜田 稔	坂本 紀子	浜田 稔	片桐 剛
〃	久保島 巖	三浦寿美子	吉川 順平	吉川 順平
〃	堀内 学	坂井 活広	星野 晃伸	星野 晃伸
〃	宮脇 寛行	折山 誠	堀内 学	

（注）令和 4 年 12 月定例会より、予算・決算特別委員会を廃止

令和 5 年 4 月 1 日現在 議 長 久 保 島 巖 副議長 吉 川 順 平

職 名	総務産業委員会	社会文教委員会	議会広報委員会	議会運営委員会
委員 長	宮脇 寛行	星野 晃伸	堀内 学	坂井 活広
副委員長	片桐 剛	堀内 学	坂本 紀子	星野 晃伸
委 員	伊藤 秀明	坂井 活広	伊藤 秀明	伊藤 秀明
〃	折山 誠	坂本 紀子	坂井 活広	宮脇 寛行
〃	浜田 稔	三浦寿美子	宮脇 寛行	堀内 学
〃	吉川 順平	久保島 巖	片桐 剛	

## 9 議員報酬等（令和7年4月1日現在）

### （1）報 酬

（単位：円）

区 分	報酬月額(R7.4.1改正)	町長の給料 に対する比 率 (%)	三役等の 給料月額	報酬月額(H16.4.1改正)
議 長	313,800	45.5%	町 長	689,400
副 議 長	240,100	34.8%	副町長	584,200
常任委員長	229,400	33.3%	収入役	H16.4.1廃止
議会運営委員長	229,400	33.3%	教育長	509,500
議 員	215,600	31.3%		
月の途中で就職・退職の場合の報酬支給状況			就・退職	日割額支給

#### 経過

- ※ 平成14年4月1日から平成16年3月31日の間条例附則において議員報酬2%減額。この間、町長6%、助役4%、収入役3.5%、教育長3%減額
- ※ 平成16年4月1日 本則改正（議員2% 町長10% 助役8% 教育長6%）を減額
- ※ 平成17年4月1日から附則により議員報酬約3%減額（理事者約3%減額）
- ※ 平成18年4月1日から附則により理事者報酬約5%減額（平成16年対比）
- ※ 平成20年4月1日から議員報酬は本則適用
- ※ 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、議員報酬約1%減額
  - 理事者 町長 3%（現行の5%削減を加えて8%削減）
  - 副町長 2%（同7%削減）
  - 教育長 1%（同6%削減）
- ※ 平成26年4月1日から議員報酬は本則適用
  - 理事者 本則に対する減額
  - 町長 5%、副町長 4%、教育長 3%
- ※ 平成28年4月1日から教育長は本則適用
  - 理事者 本則に対する減額
  - 町長 5%、副町長 4%
- ※ 平成31年4月1日から町長、副町長 本則適用

(2) 期末手当支給率

6月支給分	172.5/100
12月支給分	172.5/100
合計	345/100
加算措置	あり
加算割合	40%

(3) 議員報酬の改定経緯

(単位：円)

職名 改定年月日	議長	副議長	常任委員長 議会運営委員長	議員
昭32. 4. 1	(年) 27,000	(年) 20,000		(年) 18,000
33. 11. 1	32,000	27,000		24,000
35. 10. 1	(月) 5,500	(月) 4,500		(月) 4,100
38. 10. 1	11,000	8,000		7,000
39. 9. 1	12,600	9,200		8,100
45. 5. 1	31,000	26,000		22,300
46. 5. 1	37,500	31,500		27,000
47. 4. 1	45,000	38,000		33,000
48. 10. 1	70,000	59,000	55,000	51,000
49. 10. 1	95,000	77,000	73,000	68,000
51. 10. 1	105,000	85,000	80,000	75,000
62. 4. 1	191,000	147,000	141,000	131,000
63. 7. 1	205,000	158,000	151,000	141,000
平 2. 4. 1	214,000	165,000	158,000	147,000
3. 4. 1	230,000	176,000	168,000	158,000
4. 4. 1	245,000	187,000	179,000	168,000
7. 4. 1	267,000	202,000	193,000	182,000
8. 4. 1	288,000	220,000	210,000	198,000
13. 4. 1	294,000	225,000	215,000	202,000
14. 4. 1	288,120	220,500	210,700	197,960
16. 4. 1	288,200	220,500	210,700	198,000
17. 4. 1	279,600	213,900	204,400	192,100
20. 4. 1	288,200	220,500	210,700	198,000

職名 改定年月日	議長	副議長	常任委員長 議会運営委員長	議員
25. 7. 1	285,300	218,300	208,600	196,000
26. 4. 1	288,200	220,500	210,700	198,000
令 7. 4. 1	313,800	240,100	229,400	215,600

※ 平成14年4月1日から平成16年3月31日まで条例附則により報酬月額を2%減額。手当は本則支給

※ 平成16年4月1日から条例本則を改正

※ 平成17年4月1日から(19年度まで継続)条例附則により報酬月額(16.4.1金額)を約3%減額。手当は本則支給

※ 平成20年4月1日から本則支給

※ 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、約1%減額

※ 平成26年4月1日から本則適用

※ 令和7年4月1日から本則適用

# — 資 料 編 —

## 1 議会関係条例

○飯島町議会基本条例

平成 24 年 12 月 17 日

条例第 30 号

改正 平成 26 年 3 月 20 日条例第 4 号

令和 2 年 12 月 4 日条例第 26 号

### 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議会と議員の活動原則（第 3 条・第 4 条）

第 3 章 議会運営（第 5 条—第 7 条）

第 4 章 町民と議会の関係（第 8 条・第 9 条）

第 5 章 町長等と議会の関係（第 10 条—第 13 条）

第 6 章 議会機能の強化（第 14 条—第 16 条）

第 7 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 17 条—第 20 条）

第 8 章 議員の定数及び待遇（第 21 条・第 22 条）

第 9 章 最高規範と見直し手続（第 23 条・第 24 条）

附則

私たちの飯島町は、自立のまちづくりを選択した町民の意思を尊重し、安全で安心なより良い暮らしと幸せを願い運営されています。

この中で議会は、町長が独任制の機関として活動するのに対し、合議制の機関として日本国憲法が規定する二元代表制度の一翼を担い、立法・行政的意思決定・行政監視の 3 権限の機能を発揮し、町民の意思を的確に町政運営に反映させ、地域の活性化と福祉の向上のため活動を行っています。

議会は、議会及び議員の責務や活動原則を定め、町民や町長及びその他執行機関（以下「町長等」という。）との関係を明確にして、適切な緊張関係を維持しながら、議会の公正性・透明性・独自性を確保し、町民に開かれた議会を目指すとともに、信頼される議会の実現に向けて、ここに飯島町議会基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の時代にふさわしい議会の基本事項を定め、議会と議員の

責務、活動原則、議会と町民との関係、議会と町長等との関係などを明確にし、議会と議員の活性化を図ることにより、町政の発展と町民福祉の向上に寄与し、豊かで明るく住みよい安全安心な飯島町の実現を図ることを目的とします。

(基本理念)

第2条 議会は、町の議事機関として、その議決責任を重く認識し、真の地方自治の実現を目指すものとします。

## 第2章 議会と議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議会活動を通じ、町政への町民参加を推進し、町民の意見を的確に把握します。

2 議会は、議決や政策提言を通して町民の意見を町政に反映させます。

3 議会は、会議を原則公開します。

4 議会は、町民の立場に立って行財政全般を監視し、議事機関としての結論を広く町民に説明します。

(令和2条例26・一部改正)

(議員の活動原則及び政治倫理)

第4条 議員は、議会が言論の場であることや合議制機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじます。

2 議員は、町民全体の代表者としての倫理を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

3 議員は、日常生活を通じて常に自己研鑽に努め、町民の代表としてふさわしい行動を行います。

(令和2条例26・一部改正)

## 第3章 議会運営

(議会運営の原則)

第5条 議会は、条例、規則及び規程等を遵守し、町民に開かれた、わかりやすい議会運営に努めます。

2 議会は、議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案や提言を行います。

(令和2条例26・一部改正)

(委員会)

第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営します。

2 委員会は、会議を原則公開します。

(議会全員協議会)

第7条 議会は、毎月定例的に議会全員協議会を開催し、議員の政策形成と立案能力の向上を図ります。

(令和2条例26・追加)

#### 第4章 町民と議会の関係

(町民の参加と協働)

第8条 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的、かつ、政策的見識等を議会の意思決定に反映します。

2 議会は、町民の意見を的確に把握するため、町民との対話を積極的に進めるとともに、各種団体などとの懇談会を開催します。

(令和2条例26・旧第7条繰下・一部改正)

(情報公開)

第9条 議会は、次の各号により、町民に対して議会の情報提供に積極的に努めます。

- (1) 議会刊行物 いいじままち議会だより、議会要覧及び議会のしおり等
- (2) 飯島町役場公式ホームページ内飯島町議会ページ
- (3) ケーブルテレビ
- (4) 報道機関を通しての情報提供

2 議会は、町政に係わる重要な情報を、議会の視点から常に町民に対し、いいじままち議会だよりで知らせます。

(令和2条例26・旧第8条繰下・一部改正)

#### 第5章 町長等と議会の関係

(町長等との基本的関係)

第10条 議会は、町長等と常に適切な緊張関係を保持し、事務執行に対し監視と評価を行うとともに、政策をめぐる論点や争点を明確にし政策提言などを通じて町政の発展に取り組みます。

(令和2条例26・旧第9条繰下・一部改正)

(一般質問)

第11条 議員は、一般質問により町政への疑義を質し、町政運営に対する監視・提言を行い、町の発展と町民福祉の向上に努めます。

2 一般質問は、一問一答方式で行い、論点や争点を明確にして町民にわかりやすい質問に努めます。

(令和2条例26・旧第10条繰下)

(町長等の反問)

第 12 条 町長等は、議長又は委員長の許可を得て、本会議や委員会での議員の質問に対して、答弁に必要な範囲内で反問をすることができます。

(令和 2 条例 26・旧第 11 条繰下)

(町長等による政策形成過程の説明)

第 13 条 議会は、町長等が提案する政策、施策及び事業について、その水準を高めるため、町長等に対して次に掲げる事項を明らかにするよう求めます。

- (1) 政策を必要とする根拠と代替案の検討等提案に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 町民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画及び関係法令、条例等との整合性
- (5) 政策の財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別及び事業別の説明資料を町長等に求めます。

3 議会は、町長等が策定する各種計画について、分かりやすい説明資料を町長等に求めます。

(令和 2 条例 26・旧第 12 条繰下・一部改正)

## 第 6 章 議会機能の強化

(議会機能の強化)

第 14 条 議会は、町長等の事務執行に関する監視と評価並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図ります。

2 議会は、前項の目的を達成のため、適正な議会活動費の確立を目指します。

(令和 2 条例 26・旧第 13 条繰下・一部改正)

(議会の議決事件)

第 15 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の議会の議決事件について、次のとおり定めます。

- (1) 飯島町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 基本構想を実現するための基本的計画で、町政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画の策定、変更又は廃止
- (3) 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 8 条の規定による、飯島町の区域における国土の利用に関する計画の策定、変更又は廃止

(平成 26 条例 4 ・ 一部改正、令和 2 条例 26 ・ 旧第 14 条繰下)

(事業計画策定・評価・公表)

第 16 条 議会は、毎年度議会事業計画を策定し、実行と評価を全議員で協議し、結果を公表します。

(令和 2 条例 26 ・ 追加)

#### 第 7 章 議会及び議会事務局の体制整備

(研修及び調査研究)

第 17 条 議員及び議会事務局職員は、議会活動のため、積極的に研修などに参加します。

(令和 2 条例 26 ・ 旧第 15 条繰下・一部改正)

(交流及び連携の推進)

第 18 条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流し連携を図ります。

(令和 2 条例 26 ・ 旧第 16 条繰下)

(議会図書室)

第 19 条 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めます。

(令和 2 条例 26 ・ 旧第 17 条繰下)

(議会事務局)

第 20 条 議会は、議員の政策形成や立案能力の向上を図り、議会活動を円滑にかつ効果的に行うため、議会事務局の調査、法務能力の充実強化を図ります。

(令和 2 条例 26 ・ 旧第 18 条繰下)

#### 第 8 章 議員の定数及び待遇

(令和 2 条例 26 ・ 改称)

(議員定数)

第 21 条 議員定数は、町政の現状と課題、将来予測と展望、行財政改革の視点、議員の果たすべき役割など十分に考慮して定めます。

2 議員定数に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(令和 2 条例 26 ・ 旧第 20 条繰下・一部改正)

(議員報酬)

第 22 条 議員報酬は、社会・経済情勢、町の財政状況などを十分に考慮します。

2 議員報酬を改正するに当たっては、町長が審議会などの答申を得て提案する場合のほか、委員会又は議員が改正を提案するときには、明確な改正理由を付して提案します。

3 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(令和2条例26・旧第21条繰下・一部改正)

## 第9章 最高規範と見直し手続

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高の規範であり、議会に関する他の条例などを制定、改廃する場合には、この条例との整合を図ります。

(令和2条例26・旧第22条繰下)

(見直し手続)

第24条 議会は、町民の意見や社会情勢の変化などにより、条例の目的が達成されているか、委員会及び協議会の事業報告並びに事業計画の都度検証します。

2 議会は、検証の結果、見直しの必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、この条例を改正します。

(令和2条例26・旧第23条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第4号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

飯島町議会の議員の定数を定める条例

平成 12 年 3 月 21 日

条例第 21 号

改正 平成 16 年 6 月 21 日条例第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、飯島町議会の議員の定数は、12 人とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（飯島町議会議員の定数を減少する条例の廃止）

2 飯島町議会議員の定数を減少する条例（昭和 42 年飯島町条例第 28 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の飯島町議会議員の定数を減少する条例に基づく議会の議員の定数については、附則第 1 項の一般選挙までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

○飯島町議会定例会の回数を定める条例

昭和 32 年 8 月 12 日

条例第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定に基づく町議会定例会の回数は、年 4 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯島町議会委員会条例

昭和63年 3 月 25 日

条例第11号

(全改)

目次

- 第 1 章 通則 (第 1 条—第12条)
- 第 2 章 会議及び規律 (第13条—第20条)
- 第 3 章 公聴会 (第21条—第26条)
- 第 4 章 参考人 (第27条)
- 第 5 章 記録 (第28条)
- 第 6 章 補則 (第29条)

附則

第 1 章 通則

(常任委員会の設置)

第 1 条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。

(1) 総務産業委員会 6 人

総務課に関する事項

企画政策課に関する事項

産業振興課に関する事項

建設水道課に関する事項

会計に関する事項

選挙管理委員会に関する事項

監査委員に関する事項

議会事務局に関する事項

農業委員会に関する事項

他の委員会に属さない事項

(2) 社会文教委員会 6 人

住民税務課に関する事項

健康福祉課に関する事項

教育委員会に関する事項

固定資産評価審査委員会に関する事項

(3) 議会広報委員会 6人

議会広報誌の発行のための調査、編集に関する事項

議会ホームページの管理運営に関する事項

その他議会広報に関する事項

(平成25条例15・全改、平成27条例9・平成28条例10・平成29条例8・平成30条例14・令和6条例17・一部改正)

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員の任期の起算)

第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(議会運営委員会の設置)

第4条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、5人とする。

3 前項の委員の任期については、前2条の規定を準用する。

(平成3条例16・追加、平成11条例25・一部改正)

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(平成3条例16・一部改正)

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第6条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、5人とする。

(平成30条例14・追加)

(委員の選任)

第7条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議され

ている間在任する。

4 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

5 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる。

6 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

7 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

（平成3条例16・平成19条例1・平成25条例15・一部改正、平成30条例14・旧第6条線下・一部改正）

（委員長及び副委員長）

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（平成3条例16・一部改正、平成30条例14・旧第7条線下）

（委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

（平成30条例14・旧第8条線下）

（委員長の議事整理及び秩序保持権）

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（平成30条例14・旧第9条線下）

（委員長の職務代行）

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

（平成30条例14・旧第10条線下）

（委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任）

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

ない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

(平成3条例16・平成19条例1・一部改正、平成30条例14・旧第11条線下)

## 第2章 会議及び規律

### (招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

3 委員長がやむを得ない理由により、委員会の開催場所への参集が困難と判断する場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会(以下「オンライン委員会」という。)を開催することができる。

4 前項の場合、委員長及び委員は参集しない。ただし、オンラインでこれに参加することが困難な委員長及び委員は、現に参集して、これに参加することができる。

(平成30条例14・旧第12条線下・一部改正、令和3条例18・一部改正)

### (定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第15条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第4項及び第5項の規定により、オンライン委員会に参加した委員長及び委員は、前項の出席委員とする。

(平成30条例14・旧第13条線下・一部改正、令和3条例18・一部改正)

### (表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(平成30条例14・旧第14条線下)

### (委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

(平成30条例14・旧第15条線下・一部改正)

### (傍聴の取扱)

第17条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(平成3条例16・旧第17条繰上、平成30条例14・旧第16条繰下)

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

(平成3条例16・旧第18条繰上、平成30条例14・旧第17条繰下)

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平成3条例16・追加、平成12条例22・平成19条例1・平成27条例9・一部改正、平成30条例14・旧第18条繰下)

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(平成30条例14・旧第19条繰下・一部改正)

### 第3章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平成30条例14・旧第20条繰下)

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(平成3条例16・追加、平成30条例14・旧第21条繰下)

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平成3条例16・旧第21条繰下・一部改正、平成30条例14・旧第22条繰下)

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不隠当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平成3条例16・旧第22条繰下、平成30条例14・旧第23条繰下)

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(平成3条例16・旧第23条繰下、平成30条例14・旧第24条繰下)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平成3条例16・旧第24条繰下、平成30条例14・旧第25条繰下)

#### 第4章 参考人

(平成3条例16・追加)

(参考人)

第27条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第24条、第25条及び第26条の規定を準用する。

(平成3条例16・追加、平成30条例14・旧第26条繰下・一部改正)

#### 第5章 記録

(平成30条例14・追加)

(記録)

第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(平成30条例14・追加)

#### 第6章 補則

(平成3条例16・旧第4章繰下、平成30条例14・旧第5章繰下)

(会議規則との関係)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

(平成3条例16・旧第25条繰下、平成30条例14・旧第27条繰下・一部改正)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(常任委員会の委員定数の経過措置)

2 昭和63年度に限り、改正後の飯島町議会常任委員会及び特別委員会条例第2条の規定の適用については、同条中「厚生文教委員会 6人」とあるのは、「厚生文教委員会 7人」と、「建設経済委員会 6人」とあるのは、「建設経済委員会 7人」とする。

(任期の起算日の経過措置)

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の飯島町議会常任委員会及び特別委員会条例の規定に基づいて、選任されている委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の飯島町議会常任委員会及び特別委員会条例の規定に基づいて選任されたものとみなし、その任期の起算日は、昭和62年4月1日とする。

附 則 (平成3年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の経過措置)

2 この条例による改正後の飯島町議会委員会条例の規定に基づいて選任された議会運営委員の任期は、第4条の2の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

附 則 (平成5年条例第2号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第16号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成12年条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第38号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第9号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則（平成18年条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（常任委員の任期等の経過措置）

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の飯島町議会委員会条例（以下「改正前条例」という。）の規定により、総務産業委員会に在任する者は総務産業委員会に、厚生文教委員会に在任する者は社会文教委員会にそれぞれ議長から指名されたものとみなす。

3 改正前条例の規定により、選任されている委員長、副委員長及び委員はこの条例の規定により選任されたものとみなし、その任期は第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成19年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日において教育委員会の委員長又は教育長が、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）における任期中の場合は、この条例による改正後の第18条の規定は適用せず、この条例による改正前の第18条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年条例第10号）

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第14号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第17号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飯島町議会の個人情報の保護に関する条例

令和5年3月6日

条例第3号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第18条—第30条）
  - 第2節 訂正（第31条—第37条）
  - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
  - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、飯島町議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、飯島町情報公開条例（平成12年飯島町条例第1号）第2条第1号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他

の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第

2号及び第3号並びに第4章について同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に

従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第 53 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。（漏えい等の通知）

第 11 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第 20 条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第 12 条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第 2 条第 8 項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人

情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 12 条第 1 項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第 12 条第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第 12 条第 2 項第 1 号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 13 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 14 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第 15 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 49 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第 16 条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前 2 項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第 3 章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）

及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 1 号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（同項第 2 号において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第 31 条第 1 項ただし書又は第 38 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する

る事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長の定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は法令等の規定により公開することができない情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法

律第 261 号) 第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第 24 条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第 21 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 22 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 24 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 25 条 開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長

は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 26 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 45 条第 2 項第 3 号及び第 46 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 20 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 22 条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定を

するときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行ななければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料）

第30条 開示請求に関する手数料は無料とする。ただし、公文書の写し（第28条第1項に規定による公文書の写しを含む。）の交付を受けるものは、当該公文書の写しの作成又は送付に必要な費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第 31 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 38 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第 29 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第 48 条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第 32 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第 33 条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第 34 条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂

正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 35 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 32 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第 36 条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 37 条 議長は、第 34 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第 3 節 利用停止

(利用停止請求権)

第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 4 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 7 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第 48 条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。  
（利用停止請求の手続）

第 39 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止業務）

第 40 条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第 41 条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第 42 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった

日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 39 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 43 条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしてしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第 4 節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 44 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第 45 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年飯島町条例第 2 号）第 1 条に規定する飯島町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止を

することとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。

以下この項及び次条第 2 号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第 46 条 第 27 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第 5 章 雑則

（適用除外）

第 47 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第 49 条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第 50 条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年飯島町条例第 2 号）第 1 条に規定する飯島町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第 51 条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第 52 条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 第 6 章 罰則

第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 前 3 条の規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 57 条 偽りその他不正の手段により、第 24 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 飯島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

令和5年12月11日

条例第26号

### (目的)

第1条 この条例は、飯島町議会議員（以下「議員」という。）が飯島町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期満了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における飯島町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規程による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

### (報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写し

の交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

# 飯島町議会ハラスメント防止条例

令和7年3月12日

条例第14号

## (目的)

第1条 この条例は、飯島町議会議員（以下「議員」という。）及び飯島町職員によるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応に関して、必要な事項を定めることによって、議員又は飯島町職員が個人としての人格を尊重され、快適に活動し又は勤務することができる職場環境の確保を図り、もって町民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与えること又は職場環境を害するとき。

(2) セクシャルハラスメント 性的な言動により、他の者に不快感を与えるとき。

(3) マタニティハラスメント 相手方である女性に対し、妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状等により、相手方である女性が活動や勤務ができないことに関する言動又は妊娠、出産、育児に関する制度を利用することに関する言動により、相手方である女性に不快感を与えること又は職場環境を害するとき。

(4) パタニティハラスメント 相手方である男性に対し、配偶者（事実婚を含む）が妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により、相手方である男性が活動や勤務することができないことに関する言動又は妊娠、出産、育児に関する制度を利用することに関する言動により、相手方である男性に不快感を与えること又は職場環境を害するとき。

(5) その他のハラスメント 合理的理由なく、相手方に精神的又は身体的な苦痛を与える言動であって、前4号に該当しないもの

2 この条例において「飯島町職員」とは、常勤、非常勤等の雇用形態又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職、同条第3項に規定する特別職等の職種を問わず、町の業務に従事する職員のうち、議員を除く職員をいう（以下「職員という」）。

3 この条例において「理事者」とは、前項の職員のうち町長、副町長及び教育長をいう。

4 この条例において「町民等」とは、議員及び職員以外の個人をいう。

## (適用範囲)

第3条 この条例は、次の各号に掲げる関係において生じたハラスメントについて適用する。

(1) 議員から職員に対するハラスメント

(2) 議員から他の議員に対するハラスメント

(3) 議員から町民等に対するハラスメント

(4) 職員から議員に対するハラスメント

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じること及び議員と職員が特殊な関係にあることを自覚し、職員及び他の議員を個人として尊重することを通じて、誠実かつ公正な活動に努めなければならない。

2 前条の範囲内でハラスメントに当たる可能性のある言動を発見した議員は、当該議員又は職員に対してハラスメントに当たる可能性のある旨を指摘するか又は議長に報告するよう努めなければならない（議長に報告した者を以下「報告者」という。）。

(議長職務の代行)

第5条 議長が、前条第2項の報告及び次条に規定する相談の対象（以下「対象者」という。）となったときは、副議長が議長の職務を行うものとする。

2 議長及び副議長が対象者となったときは、議会運営委員長が議長の職務を行うものとする。

3 議長、副議長及び議会運営委員長が対象者となった時は、対象者となっていない議員らの互選で議長の職務を行う者を定めるものとする。

(相談)

第6条 ハラスメントの被害を受けたと考える町民等、職員及び議員は、議長又は議会事務局に対し、相談をすることができる（議長又は議会事務局に相談した者を以下「相談者」という。）。

2 議会事務局が前項の相談を受けたときは、直ちに、議長に報告しなければならない。

(自己申告)

第7条 対象者は、報告者による報告又は相談者による相談が行われる前に、議長に対し、ハラスメント行為を行った可能性がある旨を自己申告することができる。

(ハラスメント調査)

第8条 議長は、前条の自己申告又は相談者による相談又は報告者による報告があったときは、直ちにハラスメントの事実の有無に関する調査（以下「ハラスメント調査」という。）を開始しなければならない。

2 議長は、ハラスメント調査として以下の事務を行う。

(1) 事実確認及び事実確認に必要な一切の調査等

(2) ハラスメントに該当するかの判断

(3) ハラスメントに該当する場合は問題解決のために必要な措置

3 議長は、対象者が議員であった場合において、ハラスメント調査の結果、ハラスメントがあったと判断するときは、報告者、相談者及び対象者に対して判断の結果を伝えるとともに、対象者に対して指導、ハラスメントに関する研修の受講の指示及び氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。

4 前項の場合、議長は、直ちに全員協議会を開催し、全員協議会の場において、当該事案の概要、対象者名及び講じた措置を報告しなければならない。

ただし、対象者の情状により、全員協議会の開催及び対象者名を省略して、当該事案

の概要及び講じた措置のみ報告することができる。

5 議長は、対象者が職員であった場合において、ハラスメント調査の結果、ハラスメントがあったと判断するときは、報告者、相談者及び対象者に対して判断の結果を伝えるとともに、理事者に対し、対象者へ必要な措置を講ずるよう要請し、その結果報告を求めなければならない。

6 前項の場合、議長は、議員に対し対象者名を省略して当該事案を報告しなければならない。

7 議長は、ハラスメント調査の結果、ハラスメントがあったと判断しないときは、報告者、相談者及び対象者に対して判断の結果を伝えなければならない。

8 前項の場合、報告者又は相談者は、議長に対し、次条で規定する審査会の設置の申出をすることができる。

ただし、同条で規定する審査会の諮問を経た後のものである場合は、申出をすることができない。

9 議長は、ハラスメント調査の補助を議会事務局に行わせることができる。

ただし、対象者が議会事務局の職員の場合は、この限りでない。

(ハラスメント審査会)

第9条 議長は、ハラスメント調査をするに当たり、諮問の必要があると考えるときは、外部の有識者からなる第三者委員会としてハラスメント審査会(以下「審査会」という。)を置くことができる。

2 審査会は、議長の諮問に応じ、次に掲げる事務を行い、その結果を答申するものとする。

(1) 事実確認及び事実確認に必要な一切の調査等

(2) ハラスメントに該当するかの判断

(3) ハラスメントに該当する場合は問題解決のための必要な措置

3 審査会の委員は、議長が委嘱する。

ただし、対象者又は相談者と親族関係にある者若しくは業務上(議会に関する業務以外も含む)の利害関係を持つ者を委員に委嘱することはできない。

4 審査会は、委員3人以上で組織する。

5 審査会は、特段の事情がない限り、諮問を受けてから3か月以内に答申を出さなければならない。

6 第3項から前項で規定する以外は、日本弁護士連合会企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインに準ずるよう努めるものとする。

(対象者が職員又は理事者である場合)

第10条 議長は、ハラスメント調査の対象者が職員である場合、必ず理事者又は審査会に対して、諮問しなければならない。

2 議長は、対象者が理事者である場合、必ず審査会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条に基づく特別委員会を設置して諮問しなければならない。

3 第1項の規定により理事者の行う事務は、前条第2項と同様とする。

4 理事者は、ハラスメント調査の補助を議会事務局に行わせることができる。ただし、

議会事務局の職員が対象者の場合は、この限りでない。

5 理事者は、議会事務局以外の職員に、ハラスメント調査の補助を行わせることはできない。

(対象者への弁明の機会の付与)

第11条 議長又は、理事者又は、審査会はハラスメント調査を行うに当たり、対象者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(対象者の協力義務)

第12条 対象者は、ハラスメント調査において、事情聴取、資料提供及び審査会への出席要請等を求められたときは、これに協力しなければならない。

(相談者及び報告者の努力義務)

第13条 相談者又は報告者となった者は、ハラスメント調査において、事情聴取、資料提供及び審査会への出席要請等を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(研修等)

第14条 議長は、ハラスメントの根絶のため、議員に対し必要な研修等を行うものとする。

(プライバシーの保護)

第15条 議員及び職員は、相談者及び報告者の保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 議員及び職員は、相談者、報告者及び対象者を特定する行為を行ってはならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 飯島町議会事務局設置条例

昭和 35 年 3 月 16 日

条例第 4 号

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 138 条第 2 項により飯島町議会に事務局を置く。

附 則

この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 意見書・決議書（令和6年4月1日～令和7年3月31日議決）

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として特殊事情に適した学習指導・教材・教具等の調査・研究及び資料整備・教員の養成施設設置・市町村への指導・助言又は援助等・教員及び教員の定員の決定への特別の配慮・教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は、「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。しかし長野県では2006年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

その結果、本県へき地教育に様々な歪みが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活物資の購入が困難になり、昨今の原油価格高騰などで経済的負担はさらに増えています。家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。

近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっていますが、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず全県的な課題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われなければ、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。

2022年10月に県人事委員会は「職員の給与等に関する報告」で「近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や特地勤務手当の支給率を、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と2年続けて言及しています。

教職員の人材確保・児童生徒の教育の機会均等・教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並に回復することが必要であると考えます。

### 記

- ・教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、へき地手当に準じる手当の支給率を、都市部との格差(相対的へき地性)がいつそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し2005年度以前水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月17日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖

長野県知事 阿部 守一 様

長野県教育長 武田 育夫 様

## 子どもたちが均等に学べる環境を整備することを求める意見書

2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となります。しかし、中学校は40人のままとなっています。長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しました。しかし、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

学校現場は、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度は、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行なっている自治体もありますが、自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の施策として十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても、子供たちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

### 記

- 1 どの子にも行きとどいた教育をするため、国の責任で以下の2点を検討し、必要な教育予算を確保すること。
  - (1) さらなる少人数学級の推進
  - (2) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月17日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
総務大臣 松本 剛明 様  
文部科学大臣 盛山 正仁 様

## 子どものために教育環境の改善を求める意見書

長野県では、令和6年度の教育・学習指導改善の目標として「一人の子供も取り残されない多様性を包み込む学びの推進」を掲げ、子どもたちが主体的に学び、仲間と共に解を導き出す学びへの転換を目指し、以下の項目を重点に取り組むことを定めている。

- (1) 探求する授業(資質・能力の育成に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善)
- (2) 共創する教育課程(カリキュラム・マネジメントの充実による教育活動)
- (3) つながる学校(家庭や地域社会との連携・協働)

県は2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しており、令和6年度においては、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行い、学習・生活習慣の確立と基礎学力の定着を図るために30人学級を目指している。

学校現場では、一人ひとりに寄り添った対応が求められることや、1対1で対応しなければならない子どもが増加しているなど、従来よりも教材の研究や授業準備の時間を十分に確保するためには人員が足りていないのが現状である。

教員の配置は、国による学級数を基準にした基礎定数と県が学校ごと人員が不足する場合に国に申請する加配定数にて実施される。しかし、教員の数が不足しており、独自財源により教員の確保をしている自治体もあるのが現状である。

児童生徒一人ひとりに豊かな学びを実現するためには、教育環境の改善を図ることが必要である。

### 記

1. 各市町村に確認を行い教員の充実を図る加配定数を実施すること。
2. 教職員の職場環境を検討し、子どもに寄り添った対応ができる体制を確保すること。
3. 多くの教員を配置するためにも教員が多く採用できる対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月17日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖

長野県知事 阿部 守一 様  
長野県教育長 武田 育夫 様  
長野県議会議長 山岸 喜昭 様

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めるとともに、速やかな国内法整備を求める旨の意見書

国連は1979年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年に条約に批准した。同条約は、現在、189か国が批准している。

その後、国連は、1999年に、同条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するため、条約のオプション規定である、「選択議定書」を国連総会で決議・採択したところ、同議定書は、現在、115か国が批准している。

しかし、日本政府は、同議定書をいまだ批准していない。

同議定書は、国連女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を認めており、批准することによって、締約国は被害者救済に向け、具体的な措置をとるよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済や、性別による不平等をなくするための効力が強まることが期待される。

日本は、ジェンダー平等ランキングで146か国中125位、G7の中でも最下位である。

また、第5次男女共同参画基本計画では、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を上げられている。」「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と明記されている。

同条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策すべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しており、国連が定めた国際的な人権基準の適用を積極的に国内で進めることが、条約締約国である日本政府の役割である。そのため、同議定書の批准は、女性の人権保護、女性差別撤廃の取り組みを強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながる。

一方で、同議定書に規定されている国連女性差別撤廃委員会による調査に関しては、同委員会を対象国の同意を得て、対象国の領域内で調査を行うことができるとされており、司法権との関係で、国内法との整合性を図る必要がある。

よって、飯島町議会は、政府等に対し、本年10月に国連女性差別撤廃委員会による第6回目の日本報告審議が行われることを見据え、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること及び批准に向けて国内法を整備することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月17日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖

内閣総理大臣	岸田文雄	様
総務大臣	松本剛明	様
法務大臣	小泉龍司	様
外務大臣	上川陽子	様
内閣官房長官	林芳正	様
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)	加藤鮎子	様
衆議院議長	額賀福志郎	様
参議院議長	尾辻秀久	様

## 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

介護報酬の改定で、訪問介護の基礎報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬の引き下げで訪問介護事業者、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7,500円、25年度に月約6,000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

### 記

#### 1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月17日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖

内閣総理大臣 岸田文雄様  
厚生労働大臣 武見敬三様  
財務大臣 鈴木俊一様

## 能登半島地震で被災した地域に迅速で強力な支援を行うよう国に求める意見書

今年1月1日に発生した能登半島地震は、能登半島全域をはじめ新潟県・富山県・福井県など広い範囲に大災害をもたらしました。

石川県では関連死も含め263人、負傷者は他県も合わせると1,316人に及んでいます。また石川県で全壊家屋は8,071戸、半壊は16,577戸となり周囲3県全て合わせると全壊8,424戸・半壊が20,461戸です。

仮設住宅の施工進捗は69%にとどまり、全壊世帯の収容に未だに届いていません。

上下水道の復旧は進んでいるものの、個人の敷地内では工事業者不足のため、生活用水の利用に支障をきたしています。

また震災から5カ月が過ぎているにもかかわらず、被災地とりわけ珠洲市・輪島市では一向に瓦礫の撤去が進んでいない状況です。

更には災害ボランティアは延べ1万4,500人余りとどまり、阪神・淡路大震災の約117万人、熊本地震の10万人を遙かに下回っており、受け入れシステムの不備が指摘されています。

このように、被害の深刻さに比べて、復旧の遅れは否めません。

国が被災した地域に下記のような迅速で強力な支援を行うよう求めます。

### 記

1. 国は災害に見舞われた各市町村の声を聞き、1人ひとりに寄り添った早急な支援を行うこと。
2. 災害ボランティアの受け入れを円滑に行えるよう、国は被災地自治体に支援を強めること。
3. 不足している建設・下水道関連業者を被災地へ向かわせる施策を講じること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月17日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
厚生労働大臣 武見 敬三 様  
農林水産大臣 坂本 哲志 様  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様

## 医療・介護労働者の賃上げ支援の拡充を求める意見書

政府は、医療や介護など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に対して賃金水準が低い状況であるとし、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、病院と診療所や、介護施設などで報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあることから今回の賃上げ施策を見送るという経営者も出てきています。その原因としては、事業所の事業形態により内容が複雑で、何を適用すべきかがわかりにくいことや、持続的なものではないためその後の経営を考えると難しいなどが挙げられます。

現在の医療・介護現場では、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金であることから、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。このままでは、人員不足が原因で入院患者の受け入れや施設への入所の拒否など「医療崩壊」・「介護崩壊」を起こす可能性があります。国として根本的な改善を進めていく必要があります。

### 記

- 1、医療・介護現場に係る事業所が混乱や不安にならない明瞭な仕組みや手続きになるように賃上げ策の抜本的な改善を求める。
- 2、医療・介護従事者を増やすために、賃金に直接増額をするような施策とすることで住民が安心して医療や介護を受けられる体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月13日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖

内閣総理大臣 岸田文雄様  
厚生労働大臣 武見敬三様  
総務大臣 松本剛明様  
財務大臣 鈴木俊一様  
法務大臣 小泉龍司様

## 資格確認書の継続と住民の不安解消に向けた取り組みを求める意見書

政府は令和6年12月2日で現行の健康保険証の新規発行を停止し、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変更した。また、現在持っている保険証は令和7年12月1日まで使用できるとし、マイナ保険証の登録をしていない方には、保険者から資格確認書が発行されるとしている。

マイナンバーカードは12月2日時点で約9,400万人が保有していて、その8割の約7,600万人がマイナ保険証として登録している。だが、10月時点の利用率は、15.67%と低迷している。マイナンバーカードは、個人情報の流出が怖い・申請方法が面倒だ・カード管理や暗証番号管理ができないなどの理由で特に高齢者に反対の声が多い。過去には個人情報の流出での新聞報道もあり、セキュリティにおいてまだまだ完全とは言えない。

今後も国民が安心して医療が受けられるように、マイナ保険証だけでなく資格確認書の発行を継続していくことと、現行の保険証と同じように使えることを周知するとともに住民の不安を取り除き、安心して医療を受けられる体制を維持していく必要がある。また、マイナンバーカードのシステムを改善しセキュリティを高め、個人情報の流出を防ぐことも求める。

### 記

- 1、国は、現行の保険証と資格確認書が同じように使えることを十分に告知するとともに、国民の不安を取り除くための広報を積極的に行うこと。
- 2、マイナンバーカードのシステムを今後も改善し、セキュリティを高め個人情報の流出を防ぐ手立てを続けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 関 口 昌 一 様

内閣総理大臣 石 破 茂 様

総務大臣 村上 誠一郎 様

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

デジタル大臣 平 将明 様

## 選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書

「選択的夫婦別姓」の実現について、最近の世論調査では約7割が賛成であり、若い人たちほど賛成が多くなっています。

結婚時に改姓するのは9割以上が女性であり、仕事や社会生活での様々な不便・不利益がもたらされています。

令和6年1月17日には、日本経済団体連合会が「結婚後に夫婦が同じ姓を名乗ることを義務付ける日本の制度が企業活動を阻害している」と訴え、政府に選択的夫婦別姓の導入を求めました。そこでは、旧姓利用を続けることによってビジネス上の障害が生じた事例として、「多くの金融機関で旧姓名義の口座作成が認められていないこと」、「空港では、パスポートのICチップのデータを読み込むが、そこに旧姓は併記されていないので、入国ゲートでトラブルになる」などが上げられています。なお、令和4年に実施された、金融庁による調査では、旧姓名義による口座開設に対応している銀行は全体の約7割、信用金庫は約6割です。

また、国連女性差別撤廃委員会からは、日本政府に対して、選択的夫婦別姓を実現するよう3回にわたって勧告がなされています。

また、世界中で、法律上、夫婦同姓「しか」認めていない国は日本だけです。選択的夫婦別姓に反対する理由の一つとして、「家族の一体感が失われる」というものがありますが、そうであるならば、日本以外の世界中の家族が崩壊しているはずですが、日本以外の世界中の家族が崩壊しているという事実はありません。

そのうえで、夫婦別姓はあくまで「選択的」であり、決して、夫婦別姓を「強制」するものではなく、夫婦同姓を望んでいる男女の権利が侵害されるものではありません。

### 記

1、政府は、選択的夫婦別姓制度を導入するため速やかに民法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

令和6年12月19日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖

内閣総理大臣 石 破 茂 様  
衆議院議長 額 賀 福 志 郎 様  
参議院議長 関 口 昌 一 様  
法務大臣 鈴 木 馨 祐 様

## 持続可能な学校の実現をめざす意見書

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限が守られない状態のまま放置されています。

学校の働き方改革の前進を図るためには、労働是正が不可欠であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教職員定数は正改善策などを実施すべきです。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が求められます。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。

よって、下記の事項を実施すること。

### 記

1. 教職員の負担軽減をはかる観点から、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
2. 教職員の配置・確保も含め、学校の働き方改革推進のための必要な財源確保等を行うこと。
3. 長時間労働に歯止めをかけ、教員のいのちと健康が守られる法制度の整備を図ること。
4. 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
5. 子どもたちの学びに支障が出ないよう、教職員体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月11日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 石破 茂 様  
財務大臣 加藤 勝信 様  
総務大臣 村上 誠一郎 様  
文部科学大臣 阿部 俊子 様

## 核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連で歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への参加・調印・批准が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在94か国が署名し、73か国が批准しています。

原爆によって何が自分の身に起きたかも知らずに亡くなった人々、生き残っても放射線被害に苦しみ日々を不安と共に暮らす人々。核兵器は一人一人の未来・希望・夢を一瞬にして打ち砕き、生を奪ってしまうのです。

私たちはこうした核兵器のもたらす悲惨な事実を忘れてはならない、想像力を失ってはいけないと思うのです。

昨年10月11日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんは証言を通して核兵器の使用を禁止するという世界的な規範の成立に貢献したと、ノーベル委員会はたたえています。

戦後80年となる今年、世界では戦争が止まず核兵器使用の危機が迫っています。

広島・長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、いまこそ核兵器の使用を許さず、全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。

よって、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月11日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 石破 茂 様

外務大臣 岩屋 毅 様

## 野良猫等の避妊去勢手術に係る費用への助成を求める決議

野良猫への餌やりや多頭飼育などによる飼育崩壊、糞尿被害などのトラブルが社会問題となっている。一方では、野良猫に避妊去勢手術を施し地域猫として保護する取組みも広がっている。

保護団体「ハッピーテール」から、上伊那地域の実態や背景について聴き取りを行った。

「おなかをすかしている野良猫を放って置けない」、「孤独感などから餌やりを続ける」、「経済的な理由などで、飼い猫の避妊去勢手術を行っていないため多頭飼育となってしまう」など、社会的な背景があることが語られた。また、避妊去勢手術のために野良猫を捕獲、動物病院へ連れていくことが困難な状況もある。

同団体は上伊那地域で猫の保護活動を行っており、猫の苦情被害の問題は餌やりを禁止しても解決しないとし、「人と猫と地域が共生し、地域をよりよくしていくためには猫の避妊去勢手術が不可欠である」と述べている。

同団体が行なっている保護活動に関わる費用は、現在、長野県動物愛護会上伊那支部で実施されている猫繁殖制限普及啓発補助事業から受けているとのことであるが、令和7年度で縮小か終了となるとのことである。

長野県内では多くの市町村が助成制度を実施し、野良猫等の避妊去勢手術が進み成果をあげていることから、飯島町としても、野良猫等の避妊去勢手術に対する助成制度を構築するよう求め決議する。

令和6年6月17日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖

## 第24号議案 令和7年度飯島町一般会計予算に対する附帯決議

標記予算書 02 款 01 項 06 目 (1179) 地域力創造推進プロジェクトの事業調査を行った結果、令和6年度実績において以下の懸念が生じている。

- (1) 事業実施にあたって、組織体系の明確性が得られなかった。
- (2) 住民又は住民生活に深く関わる事業であり、かつ町内の有形無形財産を利活用する事業である。事業実施にあたっては、第三者へ任せるのではなく町も積極的に関与すべきであり、契約締結から事業検証に至るまでより透明性を担保する必要があった。

よって、令和7年度事業実施にあたり下記事項について求める。

### 記

1. 契約前に、契約書面を議会に提出すること。
2. 少なくとも定例会毎に、業務の遂行状況・課題点・今後の見通しについて報告を行うこと。

以上、決議する。

令和7年3月11日

長野県上伊那郡飯島町議会

議長 久保島 巖